

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

香川大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	33
基準7 施設・設備及び学生支援	36
基準8 教育の内部質保証システム	42
基準9 財務基盤及び管理運営	45
基準10 教育情報等の公表	51
<参考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅 原 利 正	広島県病院事業管理者
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一 井 眞比古	香川大学名誉教授
稻 垣 卓	福山市立大学長
及 川 良 一	全国高等学校長協会顧問
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
川 嶋 太津夫	大阪大学教授
下 條 文 武	新潟大学名誉教授
郷 通 子	名古屋大学理事
河 野 通 方	東京大学名誉教授
児 玉 隆 夫	大阪市立大学名誉教授
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際教養大学理事長・学長
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長
野 嶋 佐由美	高知県立大学副学長
早 川 信 夫	日本放送協会解説委員
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前 田 早 苗	千葉大学教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳 澤 康 信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長
◎ 吉 川 弘 之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稻 垣 卓	福山市立大学長
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
児 玉 隆 夫	大阪市立大学名誉教授
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎ 土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○ 浅 原 利 正	広島県病院事業管理者
金 井 雄 一	名古屋女子大学教授
○ 上 井 喜 彦	埼玉大学顧問・名誉教授
川 嶋 太津夫	大阪大学教授
○ 下 條 文 武	新潟大学名誉教授
小 泉 潤 二	大阪大学名誉教授
◎ 小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
菅 原 悅 子	岩手大学理事・副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱 口 哲	新潟大学理事・副学長
本 家 孝 一	高知大学副理事
三 位 正 洋	千葉大学名誉教授
宮 井 清 暉	富山大学教授
○ 柳 澤 康 信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
○ 山 口 宏 樹	埼玉大学長
山 本 泰	東京大学教授
吉 栖 正 生	広島大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉 澤 俊一	公認会計士、税理士
○ 梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
神 林 克 明	公認会計士、税理士
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

香川大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 所属長等が総合評価を参考にして推薦し、学長が大学運営への貢献及び社会貢献等を考慮し、教員の昇給、賞与（月額教員）、業績給（年俸制教員）及び昇任を決定している。
- 「鍛えあげインターンシップ」等が継続的に実施され、職場に入り込んだ体験をし、社会のリアリティに触れ、これまでの自分から「一皮むける」経験を学生に提供している。
- 英語のみで修了できる「アジア・アフリカ・環太平洋留学生特別コース」や食品関連企業との連携による「日本の食の安全特別コース」等を実施して留学生のニーズに対応している。
- 地域マネジメント研究科では、香川県の産業成長戦略の一つであるオリーブを商材として授業科目「オリーブ事業化マネジメント」を開講し、大学教員と専門家による総合的な研究体制に結び付けている。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「自治体連携による瀬戸内地域の活性化と地(知)の拠点整備」では、地域を志向した科目を拡充している。
- 文部科学省事業に採択された「「四国の知」の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」や「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」において、e-learningを利用し、連携大学間での大学の枠を超えた教育を行っている。
- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国防災・危機管理特別プログラム共同開設による専門家の養成」では、徳島大学と連携し、防災・危機管理専門家養成のための特別教育プログラムを実施している。
- 学生支援プロジェクト事業「香大生の夢チャレンジプロジェクト」を学長裁量経費によって行っている。
- 授業を担当するに当たって必要な能力を身に付けることを目的とし、1泊2日合宿型の「よりよい授業のためのFDワークショップ」を開催している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 多様な資質を身に付けて柔軟に生き抜く力を養成するために学部の専門領域を超えた特定課題を学修する「香川大学ネクストプログラム」は特色ある取組であり、成果が期待される。
- 平成27年度文部科学省COC+に採択された「うどん県で働くうプロジェクト～能動学修による地域の魅力発見」では、地域への学生の就職率アップによる地域創生が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 学外関係者の意見を教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活かすための大学としての取組、調査が不十分である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において「香川大学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とする。」と定められている。また、学則第2条において、教育の目標を「豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探究能力を備え、国際的に活動できる人材を育成すること」としている。

これらの理念、目標を踏まえ、各学部の目的をそれぞれの学部規程等に定めている。例えば、教育学部では、「人間の発達・形成に関する教育研究を基礎に、教育に関する総合的な教育研究を行い、教育実践力を有する学校教員及び広く教育界で活躍できる人材を養成する。」と定めており、その他の学部でも同様に定めている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第2条において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、各研究科では、大学院の目的を踏まえて、研究科の目的を定めている。例えば、教育学研究科では、「教育並びに教科の基礎となる専門諸学芸に関する精深な専門的知識・技能を修得させ、さらに高度な研究能力及び教育実践力を育成することによって、教育の諸分野において教育研究の中核となる人材並びに地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。」と定めており、その他の研究科でも同様に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するために、以下の学科及び課程を置いている。

- ・ 教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、人間発達環境課程）
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 経済学部（3学科：経済学科、経営システム学科、地域社会システム学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（4学科：安全システム建設工学科、電子・情報工学科、知能機械システム工学科、材料創造工学科）
- ・ 農学部（1学科：応用生物科学科）

また、法学部、経済学部では、働きながら学ぶ人々を対象として夜間主コースを設置している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

平成27年4月に大学教育基盤センターを設置し、学士課程教育の基盤である全学共通科目と学部を超えた全学的な教育プログラムの企画・開発・運営等を行っている。センターには、全学共通教育の企画・運営を担う共通教育部、全学共通教育の教育課程の開発及び学部を超えた全学的な教育プログラム（ネクストプログラム等）の開発を行う調査研究部、教職員の能力向上のための取組を統括する能力開発部、新たな外国語教育の教育課程や授業方法を提案するとともに、留学生の日本語教育、留学希望の日本人学生の学習をサポートする国際教育部、フィールドワーク型授業の充実等を通じて、地域理解の取組を促進する地域教育部、ICTを活用した遠隔教育の実施、e-learningコンテンツ（オープンコンテンツを含む。）の作成、アクティブラーニングの促進を支援するICT教育部の6部を置いている。また、センターには、全学共通教育における教育内容及び教育方法の改善に係わる企画・立案等を担う全学共通教育コーディネーターを配置し、各区分の授業科目が円滑に提供でき、各学部の教務部門との連携を図ることができる体制としている。全学共通教育コーディネーターは学部、科目領域、大学教育基盤センターごとに選出されている。各学部から選出されたコーディネーターは、全学共通教育に関わるカリキュラム編成と授業担当教員の選任に関与している。センターは、学長が指名するセンター長、共通教育部長、調査研究部長、能力開発部長、国際教育部長、地域教育部長、ICT教育部長、センター主担当教員9人、全学共通教育コーディネーター17人、その他の職員8人から構成されている。

当該大学には、幸町キャンパス、三木町医学部キャンパス、林町工学部キャンパス、三木町農学部キャンパスの4つのキャンパスがあり、全学共通科目は、主として幸町キャンパスにある教育学部講義棟で実施している。このため、キャンパス間シャトルバスの定期運行、授業の同時中継を行う遠隔講義やe-learningを利用した授業を実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程における教育研究の目的を踏まえ、以下の研究科及び専攻を置いている。

- ・ 教育学研究科（修士課程4専攻：学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻）
- ・ 法学研究科（修士課程1専攻：法律学専攻）
- ・ 経済学研究科（修士課程1専攻：経済学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：看護学専攻、博士課程3専攻：機能構築医学専攻、分子情報制御医学専攻、社会環境病態医学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程、博士後期課程4専攻：安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、希少糖科学専攻）
- ・ 地域マネジメント研究科（専門職学位課程1専攻：地域マネジメント専攻）
- ・ 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）
- ・ 愛媛大学大学院連合農学研究科（博士課程3専攻：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、生物環境保全学専攻）

香川大学・愛媛大学連合法務研究科については、平成27年度以降の学生募集を停止している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の教育研究の目的を達成するために、以下の附属施設、センター等が設置され、学術情報の収集・蓄積・提供、教育水準の改善・向上、先端的・学術的研究の推進、国際交流の推進等、それぞれの設置目的に従って活動している。

- ・ 図書館
- ・ 博物館
- ・ 学内共同教育研究施設：大学教育基盤センター、アドミッションセンター、学生支援センター、キャリア支援センター、生涯学習教育研究センター、四国グローバルリーガルセンター、総合生命科学研究センター、希少糖研究センター、微細構造デバイス統合研究センター、瀬戸内圏研究センター、総

合情報センター、社会連携・知的財産センター、危機管理研究センター

- ・ インターナショナルオフィス：国際研究支援センター、留学生センター

さらに、学生及び教職員の健康維持のための機関として、保健管理センターを設置している。

また、大学設置基準第 39 条に定める附属施設としては、教育学部附属学校園、医学部附属病院、農学部附属農場、ものづくり工房（実験研究棟）を設置し、児童や生徒の教育に関する研究への協力、臨床実習や臨床研修、農場実習教育、ものづくり実践教育等を行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会、各学部・研究科及び専門職大学院において学校教育法で規定する教授会を設置している。

大学全体の教育活動に係る重要事項（中期目標、中期計画、年度計画、学則、教員人事、教育課程編成方針、学生修学支援、入学・卒業・修了、学位授与方針、教員・研究状況点検・評価等）は、毎月 1 回開催される教育研究評議会において審議している。

各学部・研究科及び専門職大学院の教授会は、それぞれの教授会規程により定期的に開催し、教育活動に係る重要事項を審議している。教育課程や教育方法等を検討する委員会として、各学部・研究科は教務委員会等を設置し、毎月 1 回程度会議を開催して、学生の成績・学籍異動、教育課程の策定等の所掌事項を審議し、教授会での審議・決定のための報告を行っている。平成 26 年度は、学部教授会は 13 回ないし 20 回、研究科教授会は 9 回ないし 15 回、それぞれの学部・研究科で開催している。

また、全学の教務に関する事項、各学部間の専門教育の連携に関する事項、教育改革に関する課題を基に教育課程や教育方法等を審議する場として、学長が指名する理事を委員長とし、各学部・研究科から選出された教員各 1 人、大学教育基盤センターの共通教育部長及び調査研究部長等で構成される教務委員会を設置している。平成 26 年度は 1 回のメール審議を含めて、7 回開催している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育学部は課程、そのほかの学部は学科から構成され、課程又は学科を構成する講座に教授、准教授、講師、助教を配置している。学士課程に配置された教員は、原則として大学院修士課程または博士課程における教育を担当している。また、地域マネジメント研究科、連合法務研究科には専門職大学院の教育を担当する教員を配置している。

学長が任命する学部長及び研究科長が、学部・研究科の教育研究等を総括し、学部長、研究科長の下に副学部長、副研究科長を、学科及び専攻には学科長、専攻科長を置いて、教育研究における責任を分担している。

柔軟で機動的な教育研究を実施することを目的として、教員の所属組織として、平成25年度に人文社会科学系及び自然生命科学系の二つの学系を設置し、すべての教員はこのいずれかの学系に所属している。学系には、それぞれの学系が関わる学部・研究科の代表者で構成される学系会議を置き、学部及び研究科間の教育の連携、研究の連携、教員の採用計画・評価方針等について協議を行っている。

愛媛大学大学院連合農学研究科に高知大学とともに参加し、愛媛大学大学院連合農学研究科構成大学間協定書に基づき兼務教員を配置している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育学部：専任90人（うち教授59人）、非常勤18人
- ・ 法学部：専任23人（うち教授10人）、非常勤11人
- ・ 経済学部：専任47人（うち教授23人）、非常勤31人
- ・ 医学部：専任167人（うち教授56人）、非常勤162人
- ・ 工学部：専任76人（うち教授37人）、非常勤8人

- 農学部：専任 56 人（うち教授 33 人）、非常勤 0 人

なお、平成 27 年 5 月現在の専任教員一人当たりの学生数は、全学では 12.2 人であり、学部では、教育学部 9.0 人、法学部 31.1 人、経済学部 27.1 人、医学部 6.1 人、工学部 14.8 人、農学部 10.4 人である。

教育上主要と認める授業科目は、全学共通科目は 81.9%、専門科目は各学部約 90%を専任の教授、准教授、又は准教授と同等の責任を持つ講師等が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3－1－③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

[修士課程]

- 教育学研究科：研究指導教員 65 人（うち教授 61 人）、研究指導補助教員 39 人
- 法学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 1 人
- 経済学研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 3 人
- 医学系研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 7 人
- 農学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 6 人

[博士前期課程]

- 工学研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 0 人

[博士後期課程]

- 工学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 24 人

[博士課程]

- 医学系研究科：研究指導教員 78 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 62 人

[専門職学位課程]

- 地域マネジメント研究科：13 人（うち教授 5 人、実務家教員 4 人）
- 香川大学・愛媛大学連合法務研究科：18 人（うち教授 10 人、実務家教員 6 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3－1－④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用に際しては、大学ウェブサイトに公募情報を掲載し、適切な人材を迅速に採用できるよう努めており、平成 27 年 5 月現在の教員数は 619 人である。教員の年齢構成は、34 歳以下が 5.8%と少ないものの、35～44 歳が 34.4%、45～54 歳が 34.1%、55～64 歳が 23.9%、65 歳以上が 1.8%となっている。

ジェンダーバランスについては、男女共同参画推進室において研究と出産、育児等の両立の支援等、女性研究者支援活動を継続的に行うとともに、経済学部、工学部及び地域マネジメント研究科では女性限定の教員公募を行い、農学部では女性ティニアトラック制度を導入するなど、大学として女性の採用を積極的に進めている。平成 27 年 5 月現在の女性教員の比率は教員全体の 18.7%であり、学部ごとにみると、教育学部 21.1%、法学部 21.7%、経済学部 18.8%、医学部 25.2%、工学部 10.1%、農学部 7.9%である。

任期制については、助教について導入しており、平成 25 年度からは任期付ティニアトラック教員の採

用を開始し、平成 27 年度における教員全体の任期付教員の割合は 16.2% となっている。

教員のサバティカル制度を平成 20 年度から全学で導入している。

また、農学部においては、学生による授業評価の高い教員（学期ごとに 2 人）を平成 20 年度から表彰している。

そのほか、教育学部では香川県教育委員会と、地域マネジメント研究科では総務省と、平成 16 年度から継続的に人事交流を行い、教員を受け入れている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考規則において、教員の選考は大学・学部等の理念・目標に沿って行うこととし、全学における教授、准教授、講師、助教、助手の資格を定めている。

各学部・研究科及びセンターにおいては、翌年度の人事計画について、教授会等での意見聴取を経て学長に提出し、学長は、学部等における教育研究上の事情、人件費への影響を勘案し、提出された人事計画を役員会の議を経て決定している。学部等はその決定に基づき、採用及び昇任の審査を行い、候補者を学長へ上申している。学長は上申された候補者について、全学的視点から検討し、採用及び昇任を決定している。

なお、学部等における審査に際しては、職位にふさわしい業績や経歴、人格の審査に加え、模擬授業を課すことで教育上の指導能力を評価している。模擬授業については、例外的な事情を除いて、すべての採用において実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の活動に係る自己点検・評価実施要項に基づき、各教員は教育・研究・社会貢献・運営の活動領域ごとに自己点検書及び活動実績書を提出し、所属組織の長による評価を受ける制度を継続して実施している。所属長等が総合評価を参考にして推薦し、学長が大学運営への貢献及び社会貢献等を考慮し、教員の昇給、賞与（月額教員）、業績給（年俸制教員）及び昇任を決定している。また、各領域において一定の基準に達しない教員については改善要求を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を開拓するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

各学部・研究科の教育支援を担当する事務組織として、事務職員、技術職員、教務職員、図書館専門職員を配置している。大学の中心的機能を持つ幸町キャンパスには、学生系事務部門を一元化した教育・学生支援室があり、学務グループ、修学支援グループ、学生生活支援グループ、就職支援グループの事務職員 35 人（うち非常勤職員 14 人）を配置している。そのほか、国際に関する教育活動を支援する国際グー

ブに事務職員 7 人（うち非常勤職員 1 人）を、図書館業務を担当する情報図書グループに司書等の専門的知識を有する職員 39 人（うち非常勤職員 24 人）を、それぞれ配置しており、総合的に支援する体制をとっている。

また、教育学部に 6 人（うち非常勤職員 2 人）、法学部に 4 人、経済学部に 6 人（うち非常勤職員 2 人）、医学部に 13 人（うち非常勤職員 6 人）、工学部に 8 人（うち非常勤職員 3 人）、農学部に 6 人（うち非常勤職員 2 人）の事務職員を配置しており、さらに、医学部に 5 人、工学部に 5 人、農学部に 7 人の技術職員を配置している。

また、学部・研究科における講義・演習・実習等の教育補助者として、TA を採用しており、平成 26 年度には 386 人を採用し、従事時間数は、合計で 23,000 時間となっている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- すべての教員採用において、模擬授業を実施している。
- 所属長等が総合評価を参考にして推薦し、学長が大学運営への貢献及び社会貢献等を考慮し、教員の昇給、賞与（月額教員）、業績給（年俸制教員）及び昇任を決定している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の理念にふさわしい学生を求め、学部ごとに具体的な入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められている。例えば、教育学部では、求める学生像として、「(1) 知識・理解・技能 ① 高等学校における各教科の学習の基礎が達成されていること ② 得意な教科を持っていること (2) 思考・判断・表現 理解力・着想力・思考力及び文章表現上の諸能力など、論述の能力を持っていること (3) 関心・意欲 ① 学校教育や生涯学習に関心を持っていること ② 創造的な探求心と勉学意欲を持っていること ③ 学校教育教員養成課程においては、ボランティア活動や学校内外での諸活動で教育に関する何らかの実践を経験するなど、子どもの理解と教育に携わる意欲を持っていること ④ 人間発達環境課程においては、人間とは何かを考え、人間を取り巻く環境や生涯学習、あるいは世界の言語・文化・社会に関心を持ち、これらに関連した分野で社会に貢献する意欲を持っていること (4) 態度 様々な課題にチャレンジする積極性を持ち、経験の積み重ねを通して将来へのビジョンの構築に努めていくこと」と明示している。併せて、「教育学部の入学者選抜には、一般入試、特別選抜及び編入学があります。それぞれの選抜の趣旨に従って、多様な観点から受験生の学力や資質を評価し、「求める学生像」にふさわしい学生を選抜します。」として入学者選抜の基本方針を一般選抜、特別選抜、編入学について具体的に説明している。他の学部においても同様の構成で入学者受入方針が定められているが、研究科においては入学者選抜の基本方針が明文化されていない。

これらのことから、研究科において入学者選抜の基本方針が明文化されていないものの、入学者受入方針が定められていると判断する。

- 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程においては、各学部の学科・課程がそれぞれの入学者受入方針に沿って、一般選抜（前期日程・後期日程）、特別選抜（推薦入試（大学入試センター試験を課すもの及び課さないもの）、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜）、編入学入試を実施し、幅広く学生を受け入れている。

教育学部の前期日程では実技科目を含む7科目から1科目を選択して受験することとし、経済学部のセンター試験を課す推薦入試においては専門高校等を対象にした選抜を実施するなど、多様な選択肢を保障している。また、志願者の意欲や適性を評価するために、面接を実施している学部もある。

大学院課程では、科目試験と面接試験等の併用による一般選抜と特別選抜（推薦入学、社会人・外国人留学生）を実施している。また、工学研究科及び農学研究科においては、社会人・留学生に配慮した秋季入学制度を取り入れている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜試験、入学者選抜方法の改善等の基本事項については、教育担当理事を委員長とするアドミッションセンター会議で協議・決定している。この決定に基づき、学部長の下、学部ごとに組織する教授会や入試委員会等において実施方法の詳細を決定し、入学者選抜を実施している。なお、前期日程及び後期日程の個別学力検査等の実施に当たっては、学長を本部長とし、アドミッションセンター長等で構成する実施本部を設置して大学全体を総括するとともに、実施主体となる各学部には、学部長を実施責任者として各学部の入試委員会委員長等によって組織する検査場本部を設置し、各検査会場における試験監督業務、面接業務、警備・連絡業務等を行っている。さらに、工学部、農学部においては、前期日程において、関西地区（大手前大学さくら夙川キャンパス（西宮市））に学外検査場を設置し、関西地区的受験者に対して便宜を図っている。推薦入試等においても、学長を実施本部の本部長として、同様の体制を整備し、実施している。

入試問題の作成に当たっては、出題・採点委員、点検委員とは別に直前点検に関わる委員を置き、出題ミス防止等の徹底を図っている。さらに、入学者選抜の透明性を確保するため、受験者数、合格者数、得点状況一覧等を大学ウェブサイトで公表している。このほか、個人成績については、申請に基づき成績を開示している。

大学院の入学者選抜は、研究科長等を中心に学部における入学者選抜に準ずる体制を整え、問題作成、入学試験実施、採点、合否判定等を公正に実施し、教授会において合格者の決定を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

各学部・研究科ではアドミッションセンターと協力して、入学者受入方針に沿った学生の受入について検証を行っている。その結果、経済学部では、編入学の推薦入試で入学した学生の成績が期待の水準に達しないことから、平成24年度入学生から推薦入試枠を廃止している。また、医学部看護学科では、募集人員の確保が困難な状態が続いているため、平成29年度入試から、従来の推薦入試と一般選抜（後期日程）を廃止し、主体性・多様性・協働性を多面的・総合的に評価することに重点を置いたAO入試を実施することとしている。さらに、農学部では、後期日程の合格発表後の入学手続き率が低く、入学者受入方針に沿ったより意欲の高い学生を求める必要があるとの判断から、平成24年度から後期日程に面接を導入している。

大学院においては、研究科教授会等が入試結果を踏まえ、入学者受入方針に沿った学生の受入について検証を行い、入学者選抜の改善を図っている。例えば、工学研究科においては、従来8月末に行っていた大学院入試を、優秀な人材確保とグローバル化対応のため、平成27年度より、7月と12月の2回実施に変更することとし、実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教育学部 : 1.03 倍
- ・ 法学部 : 1.02 倍
- ・ 法学部（3年次編入） : 0.66 倍
- ・ 経済学部 : 1.01 倍
- ・ 経済学部（3年次編入） : 0.37 倍
- ・ 医学部 : 1.00 倍
- ・ 医学部（2年次編入） : 1.00 倍
- ・ 医学部（3年次編入） : 0.90 倍
- ・ 工学部 : 1.04 倍
- ・ 工学部（3年次編入） : 0.56 倍
- ・ 農学部 : 1.04 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科 : 0.92 倍
- ・ 法学研究科 : 0.72 倍
- ・ 経済学研究科 : 0.92 倍
- ・ 医学系研究科 : 0.68 倍
- ・ 農学研究科 : 1.04 倍

[博士前期課程]

- ・ 工学研究科 : 1.50 倍

[博士後期課程]

- ・ 工学研究科 : 0.43 倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科 : 1.00 倍

[専門職学位課程]

- ・ 地域マネジメント研究科 : 1.08 倍

工学研究科（博士前期課程）については、一部の専攻において 2.03 倍になるなど、入学定員超過率が高い。また、医学系研究科（修士課程）及び工学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

実入学者数が入学定員を大幅に超える研究科においては、収容定員の増加を検討しており、大幅に下回る状況にある研究科においては、社会人学生への配慮や積極的な広報活動を行うなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化に向けた取組を行っている。

なお、平成 16 年度に設置された香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、平成 27 年度以降の募集を停止している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める知識や能力等を養成するために、学則第39条（教育課程の編成方針）に基づき体系的に編成するものとしている。具体的には、全学共通科目と学部専門科目から構成され、「香川大学共通教育スタンダード」とスタンダードに則して設定された「全学共通教育の到達基準」に基づいて全学共通科目の編成を行うとともに、各学部では、共通教育スタンダードを踏まえた学位授与方針と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に従って専門科目を配置して、共通教育から専門教育に至るまでの教育課程を体系的に編成するものとしている。

しかし、公表されている教育課程の編成・実施方針は、その方針を簡潔に示す文章とカリキュラム・マップからなるものであり、教育課程の編成・実施の原則を示す表現となっていない。

これらのことから、公表されている各学部における教育課程の編成・実施方針はその原則を十分に表現するものとなっていないものの、全学としての教育課程の編成・実施方針は明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学共通科目は7つの科目群に区分され、1・2年次に大学入門ゼミ、情報リテラシー、主題科目、学問基礎科目、外国語科目、健康・スポーツ実技科目を履修し、2~4年次には、各自の勉学上の関心を広げ研究を深めるために、高学年向け教養科目を履修することとしている。

学部が開設する科目は、専門基礎科目と専門科目とから構成され、1・2年次に基礎学力を習得して専

門教育の入門科目を受講し、2・3年次に専門的な講義や実験・実習、3・4年次にゼミナール・卒業研究・卒業論文に取り組むという形の教育課程を編成している。

それぞれの学部においては、コースや学科の特性に応じた構成、水準の科目を設けるとともに、履修に関するモデルを明示している。例えば、経済学部では、学科ごとに履修モデルを示し、体系的な学習を促すとともに、学科横断的な「専門履修プログラム」の開設によって幅広い知識・能力の涵養を図っている。医学部医学科では、教育課程の3分の2が「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に則り、3分の1が大学独自の教育課程で編成されている。医学部看護学科では、国家試験の出題範囲や「保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則」を考慮した段階的な教育課程の編成を行っている。医学部を除く各学部は、各学部で扱う学問分野に係る分野別の質保証のための原則を検討し、それを基に専門分野別の到達目標を策定し、その実現に則して科目を構成している。

教育学部では教育学又は教養学、法学部では法学、経済学部では経済学、医学部では医学又は看護学、工学部では工学、農学部では農学の名称を付記した学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

平成22～23年度に、当該大学の卒業生を受け入れている企業等へのアンケートを行い、職場で必要とされる能力と、卒業生が身に付けた能力の差から、「主体的に他者に働きかけながら、課題解決に向けて着実に行動することのできる人材を育成する」ことが、産業界等のニーズであると分析し、これを受け、平成23年度から産業界等との連携による「鍛えあげ型人財育成プログラム」を開始している（「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）として平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択）。同プログラムは、学生の知識・技能・態度を段階的に育成するために、「正課科目による知識教育」「正課外講座によるスキル教育」「鍛えあげインターンシップ」の3つのセクションから構成されている。支援期間終了後も継続的に実施され、地元の企業、団体を受入先とする「鍛えあげインターンシップ」は、職場に入り込んだ体験をし、社会のリアリティに触れ、これまでの自分から「一皮むける」経験を学生に提供している。これらの取組は、平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「学生の市民的責任感（S S R）育成システム」を拡大、充実させたものである。

インターンシップについては、職場見学や体験を行う従来型の「インターンシップ（体験型）」や、2週間から数か月程度、受入企業で問題解決に取り組む「実践型インターンシップ」も行われている。

また、平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された「うどん県で働くプロジェクト～能動学修による地域の魅力発見」では、地域密着型インターンシップを全学に取り入れるなど、地域への学生の就職率アップにより地域創生を目指している。

フィールドワークに関する取組には、平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「自治体連携による瀬戸内地域の活性化と地（知）の拠点整備」があり、「地域に貢献できる人材の育成」「課題探求・解決力のある人材の育成」「主体的な学びができる人材の育成」を目的として、全学共通科目のカリキュラム改革等を行い、授業科目「瀬戸内地域活性化プロジェクト」を新設するなど、地域を志向した科目を拡充させている。新設した授業科目では、定住促進や商店街の活性化、観光資源・県産品の魅力発信等をテーマとして、フィールドワークを含む課題解決型学修を行っている。

また、授業科目「地域活動」では、香川県が産業成長戦略において重点プロジェクトに掲げる「瀬戸内国際芸術祭」にスタッフとして参加するなど、地域貢献の活動を授業に取り入れている。

平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「「四国の知」の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」は、四国内の 8 大学（香川（基幹校）、徳島、鳴門教育、愛媛、高知、四国、徳島文理、高知工科の各大学）からなる「e-Knowledge コンソーシアム四国」を設立し、各大学の特徴ある講義を e-learning コンテンツとして集積して、四国の資源の魅力・文化・伝統等に関する教養教育科目群「四国学」を構成する事業であり、支援期間終了後も e-learning の利点を活かし、連携大学間での単位互換による地域志向の人材育成を実現している。

さらに e-learning に関しては、平成 24 年度文部科学省「国立大学改革強化推進補助金」に採択された「四国 5 大学連携による知のプラットフォーム形成事業」のうちの「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」を行っており、四国に貢献できる人材育成を一層推進するため、四国の 5 国立大学が「大学連携 e-Learning 教育支援センター四国」を設置して、e-learning 科目を各連携大学が自大学開設科目として共有する「教育プログラムの共同実施」を取り組んでいる。教育プログラムの共同実施に向けてワーキンググループを設置し、シラバス様式の統一やオンライン授業設計ガイドラインの開発等、質保証の仕組み等を検討している。

また、平成 23 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「日常生活や社会との関連を意識した授業実践力の向上を目指した C S T 養成システムの構築と実践」は、地域の理科教育の中核を担う教員として、自ら教育実践を行うとともに、理科教育支援拠点も活用して研修会や教材開発で中心的な役割を果たす教員（C S T）を養成することを目的としており、支援期間終了後も「香川 C S T 事業」として継続実施している。

このほか、学生の多様な履修機会を確保するための香川県内 5 大学及び放送大学間の単位互換、他学部履修、大学院科目先行履修等の取組、学部の専門領域を超えた特定課題を学修する「香川大学ネクストプログラム」、グローバルニーズに対応した種々の取組等を実施している。ネクストプログラムは、学部における学位プログラムに加えて、特別の教育目的に関連する様々な分野を横断的かつ総合的に学ぶことにより、幅広い知識やそれらを組み合わせて考える力を身に付けることを目的としたものであり、グローバル人材育成プログラム（英語コース、中国語コース）、防災士養成プログラム、人間探究（文学作品熟読）プログラムで構成されている。平成 26 年度の参加登録者数は、それぞれ、29 人（英語コース 20 人、中国語コース 9 人）、13 人、60 人となっている。

学術の発展動向に配慮している例としては、教育学部では「国際社会論」、法学部では「現代司法の課題（民事・刑事）」、経済学部では「現代経済社会事情」、医学部では「早期医学実習」、工学部では「現代工学入門」、農学部では「応用生物科学概論」等の授業を開設している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学則第 46 条において、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものと定められており、各学部では、教育課程の編成・実施方針を具体化したカリキュラム・マップに従って、それぞれの分野の特性に応じた授業形態を採用している。全学共通科目では講義 57.0%、演習 33.9%、実験 0.8%、実技 8.3% となっている。学部専門科目では、教育学部、法学部、経

済学部においては、ほとんどの授業を講義と演習で行っており、医学部、工学部、農学部においては、講義が半数以上を占め、演習、実験、実習がその他を占めている。医学部においては約10%を複数の授業形態の併用で行っている。

各学部における学習指導法の工夫としては、それぞれ少人数授業やフィールド型授業におけるアクティブ・ラーニングの充実に取り組んでいる。ゼミナール等の少人数授業では、主に「問題解決・課題探究能力」や「言語運用能力（論述作文能力・コミュニケーション能力）」の涵養を目的としている。また、フィールド型授業では、主に「言語運用能力（コミュニケーション能力）」「問題解決・課題探究能力」「社会的責任」「地域に関する关心と理解力」の涵養を目的としている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦では、1年間の授業期間が定期試験を含め35週確保され、各授業科目の授業は各学期15週を単位として行われている。この授業期間15週の中には定期試験の期間は含まれていない。

単位の実質化への配慮として、自学自習を促すための履修登録単位の上限設定、シラバスでの自己学習課題や自学自習アドバイスの欄の設置、修学案内における自学自習の重要性の説明、学生の勉学意欲を引き出すためのGPA（Grade Point Average）制度の導入と活用等に取り組んでいる。このほか、各学部において、リアクションペーパー、小テスト、中間テスト、レポート等、多角的な方法で学生に課題を課したり、受講生が多くなりがちな基礎的・基幹的科目では複数クラス開講とし、クラス規模の適正化を行ったりしている。また、e-learningで実施する科目における単位の実質化については、「大学連携e-learning教育支援センター四国」において、共同開講に際し、四国の5国立大学間でe-learning講義の設計及び運用に係るガイドラインを策定し、教育の質保証を図っている。さらに、小テストの実施や、学習支援者を置くなど、対面での授業と同等の学習効果が得られるよう取り組んでいる。

以上の取組が学生の主体的な学習につながっているかを把握するため、学生に対する授業評価アンケートにおいて学習状況の全学的な調査を行っている。全学共通科目について、教員による予習復習の促進に関する評価が高い授業は、少人数クラスで行う対話重視の科目区分である、高学年向け教養科目、外国語科目、大学入門ゼミであり、授業時間外の学習時間もほかの授業より多くなってはいるものの、これらの科目区分も含めて授業時間外の学習時間は十分ではない。また、学部専門科目についても、実験科目において講義科目より授業時間外の学習時間が多い傾向があるものの、やはり全体としては十分ではない。

学生生活実態調査においても学習時間について調査しており、その結果においても1日当たりの授業時間外学習時間について「ほとんどしない」が20.8%、「1時間程度」が36.4%、「2時間程度」が21.9%と、ほとんどの学生が授業時間外の学習時間が十分ではないということが明らかになっている。さらに、平成26年度に実施した「カリキュラム・授業等についての全般的な評価」アンケートにおいて、1週間当たりの授業時間外の学習時間を調査したところ、60%以上の学生が5時間以内しか学習していないことが分かっている。十分な学習時間を確保するよう改善が望まれる。

これらのことから、授業時間外の学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

「シラバス作成ガイドライン」が策定され、これに準拠して、すべての授業についてシラバスが作成さ

れている。ガイドラインには「到達目標の項目では、学生を主語に「〇〇できる」という形式で記載すること」や、「授業計画の項目では、自学自習に関する適切な指示が必要であること」等が定められている。シラバスは、各年度の初め、学生が履修登録を行う前までに、学生には印刷媒体で配布するとともに、大学ウェブサイトでも閲覧できるようにしている。

シラバスに記載されている項目は、授業科目名、担当教員名、学習時間、授業の概要、授業の目的、到達目標、成績評価の方法と基準、授業計画並びに授業及び学習方法(自学自習に関するアドバイスを含む。)、教科書・参考書、オフィスアワー、履修上の注意等、関連授業科目、履修推奨科目である。特徴的な点としてDPコードの記載があるが、これは各学部が学位授与方針(DP)として定めた4項目について、当該科目がいずれの項目を涵養するもののかを表示するものであり、教員に対しては学位授与方針に基づく教育課程の体系化を、学生に対しては学位授与方針を踏まえた科目選択を促すことを目的としている。

なお、全学共通科目では、翌年度に向けての全学共通科目のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)をシラバス作成前に実施し、シラバスの記入方法を説明するとともに、全学共通教育コーディネーターによるシラバスチェックを実施している。また、学生による授業評価アンケートには、「シラバスに授業の到達目標がわかりやすく書かれている」及び「授業の到達目標に向けて授業全体が組み立てられている」を問う項目を設け、その結果をシラバスの改善に活用している。

学生に対しては、履修登録の際、シラバスの内容を確認した上で科目選択するよう指示しており、工学部で平成24年度に実施した「4年生(卒業予定者)アンケート」の結果では、約80%の学生が授業科目選択の際にシラバスを参考にしたと回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学共通教育において、TOEICテストに基づいた英語の習熟度別クラス編成を行い、クラス内で学力差が生じないように調整している。

また、工学部では前提的な知識を確認する内容を含む専門科目の授業を実施し、農学部では全学共通科目の「生物B」と「化学B」を必修として基礎学力の定着を図っている。

経済学部では、平成27年度から高校数学に係る正課外の補習教育を実施している。1年次の第2学期から専門科目(「経済数学入門」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」等)が本格的に開講されるため、その実施前(夏季休業期間中)に、元高等学校数学教諭を講師として実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部と法学部に夜間主コースを設置している。

夜間主コースに在籍する社会人学生に配慮し、夜間の時間割を平日の6限目(18時から19時30分)及び7限目(19時40分から21時10分)に設定するとともに、法学部では土曜日に授業を開講することで、仕事に支障をきたすことなく受講できるように配慮している。なお、条件を満たす学生については、一定の範囲内で昼間コース開講科目を履修することができるようしている。

また、履修計画等に関する指導については、入学当初にガイダンスと懇談会を開催している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

全学共通教育及び学部専門教育を通じての一貫した学士課程という理念の下、当該大学の学生が共通教育を通して身に付けるべきスタンダード（教育目標）「香川大学共通教育スタンダード」と、スタンダードに則して設定された「全学共通教育の到達基準」を定め、これを参照しつつ、各学部において学位授与方針を定めている。これにより、各学部の学位授与方針は、全学的に統一して設定した項目（「言語運用能力」「知識・理解」「問題解決・課題探求能力」「倫理観・社会的責任」の4項目。教育学部学校教育教員養成課程のみ「教職に対する使命感」を加えた5項目。）ごとに記載している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、各学部及び全学共通教育の履修規程において、秀（90点以上）・優（80点以上90点未満）・良（70点以上80点未満）・可（60点以上70点未満）・不可（60点未満）の5段階の評価によること、秀・優・良・可を合格として単位を与えることを定めて、学生便覧、修学案内、履修の手引等に明記し、全学生に配布している。

全学共通科目及び学部専門科目の成績評価の基準は、到達目標に則して行うことを「シラバス作成ガイドライン」で定め、担当教員はシラバス「成績評価の方法と基準」の項目に記載し、学生に周知した成績評価方法によって、成績評価、単位認定を行っている。成績評価の方法は期末試験、レポート、小テスト等を組み合わせた多元的なものとすることとしている。さらに、「明示された成績評価基準はそれぞれの授業の目的等に沿ったものとなっているか」等を十分踏まえて評価することを、全学教務委員会で申し合わせている。

医学部を除くすべての学部でGPA制度を導入しており、これを特待生の選考や、早期卒業の要件等に利用している。なお、医学部においては、評価素点（100点満点）の平均値を用いて特待生の選考等を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学教育基盤センターでは、全学共通科目の担当教員に対して、成績評価に関する基本的な考え方を記載した『教員ハンドブック』を配布し、責任ある成績評価を行うよう求めている。また、新任教員研修やFD研修において、成績評価の基礎からループリック評価、ポートフォリオ評価等、応用的な成績評価の方法の紹介やGPAの運用についての情報提供を行っている。また、全学教務委員会で秀の割合について、過小あるいは過大にならないように配慮すべきこと等を申し合せている。

学部においても、それぞれの取組により、成績評価の客觀性、厳格性を担保している。例えば、教育学

部においては、各授業担当教員が「成績評価についての報告書」の中で、当該授業科目の成績平均点数（G P C : Grade Point Class Average）が低すぎる、あるいは高すぎる場合は、「授業や成績評価に関する所見等」欄に分析内容を記入することとしている。そのほか、秀の割合の制限、成績評価も含めた授業実施に係る教員の自己評価、教員間の成績分布に関する情報共有等の取組を行っている。

同一科目でも複数クラスとなる授業の質保証については、非常勤講師を含めた授業担当者全員に対して、「シラバス作成ガイドライン」により授業の目的・到達目標及び評価方法の方針を明示するとともに、非常勤講師を含めたFDを毎年度実施している。

学生からの成績評価に対する異議申立てについては、全学共通教育及び各学部において、「成績調査依頼」という制度を設けて対応している。学生からの異議申立ては、「成績調査依頼票」を所定の期間内に各学部学務係等に提出することにより行われ、教員からの回答は依頼票への記入と返送により行われている。当該制度は、修学案内への記載や掲示等により学生に周知が図られている。医学部においては、平成27年度には他学部と同じ制度ではなかったが、平成28年4月1日から同じ制度を導入することが決定している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5－3－④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則第59条に基づき、4年（医学部医学科は6年）以上在学することを前提として、所定の単位修得等の卒業要件を各学部規程に定めている。また、学則同条に基づき、教育学部及び医学部を除く各学部で3年以上在籍して優秀な成績で所定の単位を修得した学生には、早期卒業が認められている。この早期卒業の要件についても、各学部規程に定めている。

各学部の卒業要件は、学位授与方針の各項目に対応する科目の合格が必須となるよう設定されている。学位授与方針のうち「言語運用能力」は外国語科目等、「知識・理解」は全学共通科目の学問基礎科目や各学部の専門科目等、「問題解決・課題探求能力」は全学共通科目の大学入門ゼミや各学部の演習・実験・実習等、「倫理観・社会的責任」は全学共通科目の主題A「人生とキャリア」科目群等が対応しており、必修又は選択必修となっている。

卒業要件の学生への周知については、修学案内や履修の手引に明記することにより実施している。

卒業の認定に当たっては、まず各学部学務係が、最終学年の学生全員について、卒業判定の結果を付した名簿を作成し、教務委員会等の検討の後、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5－4－① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院の教育課程の編成・実施方針は、大学院学則において、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に行うこと、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮すること、研究科等の専攻分野の枠を超えた特定分野又は特定課題に関する教育課程を編成し、その学修成果を認定できること、と定められ、各研究科においてそれぞれの教育課程の編

成・実施方針を策定している。しかし、公表されている各研究科における教育課程の編成・実施方針は、科目の概要を示すものであり、教育課程を編成し、それを実施する際の原則を示すものとはなっていない。

これらのことから、公表されている各研究科における教育課程の編成・実施方針はその原則を十分に表現するものとなっていないものの、全学としての教育課程の編成・実施の方針は明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院課程の各研究科においては、専攻にかかわらず学生が修得すべき知識・能力等を涵養する共通科目群と、専門性に基づき知識・能力等の深化や展開を図る専門科目群を設けるなど、その専攻分野に応じた水準の科目を配置、構成しており、研究科によっては修了すると免許や受験資格の取得が可能である。例えば、経済学研究科（修士課程）においては、専門的研究の基盤となる経済学及び経営学領域に関連する選択必修科目の基幹科目として、「ミクロ経済学特殊講義」「マクロ経済学特殊講義」「政治経済学特殊講義」「経済史特殊講義」「統計学特殊講義」「組織戦略論特殊講義」「企業システム特殊講義」「会計学原理特殊講義」を設け、これら基幹科目の上に、理論経済学、経済史、経済政策、財政学、金融論、統計学、社会政策、経営学、商学、会計学、社会文化論、言語科学の12の教育分野から複数の専門科目を提供することによって、経済学を中心としたながらも、経営学関連の諸領域、さらには、社会・文化・言語等の多様な分野について幅広い研究テーマで学習、研究を指導できる教育課程となっている。

また、すべての研究科において、各授業科目が「ディプロマ・ポリシーのどの項目に関連するのか」「どの程度涵養するのか」を点検する「カリキュラム・チェックリスト」を用いて教育課程を検証し、平成27年度からはシラバスに水準D Pコードを記入して学位授与方針（D P）と各授業科目の関連を明示することとして、教育課程の体系性の可視化を図っている。

なお、専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて、教育学研究科では修士（教育学）、法学研究科では修士（法学）、経済学研究科では修士（経済学）、医学系研究科では修士（看護学）、博士（医学）、工学研究科では修士（工学）、博士（工学）、農学研究科では修士（農学）の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、専攻分野に応じて、地域マネジメント研究科では経営修士（専門職）、連合法務研究科では法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科は、社会人学生への配慮として、昼夜開講制や長期履修学生制度の実施（ともに連合法務研究科を除く。）等の取組を行っている。このほか、教育学研究科特別支援教育専攻特別支援教育コーディネーター専修の現職教員1年制リカレント教育コース、経済学研究科の「修士論文」に代わる「リサーチペーパー」制、地域マネジメント研究科の2年次必修「プロジェクト研究」での多様な内容・形態等の取組がある。

留学生への配慮については、工学研究科では10月入学（秋期入学）を実施し、農学研究科では英語のみで修了できる「アジア・アフリカ・環太平洋留学生特別コース」、食品関連企業等と連携した「日本の食

の安全特別コース」、チェンマイ大学（タイ）との「ダブルディグリープログラム」を開設している。

学術の発展動向に配慮した取組については、希少糖の生産技術の確立や応用開発等、全学的に希少糖科学に関する研究を推進しており、その成果を教育面でも活用して、平成18年度から農学研究科に希少糖科学専攻（生産学領域、機能解析学領域、利用学領域）を設置している。また、医学系研究科においても、希少糖の生理機能に関する講義、演習及び実習を開設している。

さらに、社会からの要請に配慮した取組としては、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国防災・危機管理特別プログラム共同開設による専門家の養成」があり、徳島大学と連携して、防災・危機管理専門家養成のための特別教育プログラムを実施している。また、地域マネジメント研究科では、香川県の産業成長戦略の一つであるオリーブを商材としてビジネス授業科目「オリーブ事業化マネジメント」を開講し、食品科学的、医学的、農業・食糧問題的見地から授業を行う大学教員と、マーケティング、歴史、アグリビジネスの側面から授業を行う専門家による総合的な研究体制に結び付けている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

経済学研究科を除く各研究科の修士課程（博士前期課程）においては、約60%以上の科目が講義によって授業を行い、その他の科目は演習、実験、実習となっている。経済学研究科においては、約70%が演習科目となっている。工学研究科においては、博士前期課程では90%程度が講義科目であるのに対して、博士後期課程ではすべての科目において講義と演習を併用して授業が行われている。専門職大学院である地域マネジメント研究科はほとんどを講義科目としているが、科目の内容に応じて時期ごとにグループごとのケーススタディ、シミュレーション、フィールドワークを実施している。

さらに、研究科ごとに、企業インターンシップや产学連携PBL等を取り入れた科目、グローバルマインドの涵養を目的とした外国語によるプレゼンテーション、海外研修、外国文献研究等を取り入れて授業を行っている。講義科目においても、少人数での対話・討論を取り入れることを重視し、教員と学生の双方向性、さらには学生同士も含めた能動的な学習方法を採用している。また、医学系研究科においては、がん専門医療人を中国・四国地区の10大学連携により養成するため、がん研究に係る連携大学の強みを集積したe-learningを実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週間を確保している。各授業科目は15週に渡る期間を単位として行っており、この中に定期試験の期間は含んでいない。ただし、農学研究科では、専門的学習志向に応じた受講科目の組合せを豊富化するため、第1、第2学期をそれぞれ前半と後半に分け、「1科目・1単位・8週間」を標準としており、学生の学習経験に関するアンケートでは15週にわたる授業と同等以上の学習成果が確認されている。

各研究科では、大学院学生便覧等に修得すべき単位数や履修時期を記載し、基本的に少人数教育であることから、新入生及び年度当初のガイダンスで、修得すべき単位数、履修の時期、履修方法に関して大学

院での学習・研究の特性に応じた指導を行い、学習時間が確保できるよう配慮している。さらに、シラバスでは、「学習時間」欄で「講義 90 分×15 回+自学自習」等のように自学自習が必要であることを記載した上で、「授業計画並びに授業及び学習の方法」欄で「自学自習に関するアドバイス」を記載している。

専門職学位課程においては、学生が適切な自習時間を確保できるように履修登録単位数に上限を設け、成績不振者については履修・進級制限を設けている。

一方、学生の学習時間については、教育学研究科及び連合法務研究科において、授業評価アンケートで調査を行っているが、自主学習の時間は、連合法務研究科の一部の科目を除いて、必ずしも十分ではない。地域マネジメント研究科では、修了生向けアンケートで学習時間を調査しているが、授業時間の内外の区別が不明確であること、また、他研究科においては、学生の自主学習の時間数を具体的には把握できていないことから、学生の学習時間の具体的な把握が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、学習時間、授業の概要、授業の目的、到達目標、成績評価の方法と基準、授業計画並びに授業及び学習の方法（自学自習に関するアドバイスを含む。）、教科書・参考書、オフィスアワー、履修上の注意等、関連授業科目、履修推奨科目が記載されている。また、各年度の初め、学生が履修登録を行う前までに大学ウェブサイトや冊子により公表されている。

シラバスは「大学院シラバス作成ガイドライン」に準拠して作成されており、ガイドラインには「到達目標の項目では学生を主語に「○○できる」という形式で記載すること」や、「授業計画の項目では自学自習に関する適切な指示が必要であること」等が定められている。平成 27 年度にはガイドラインを改訂し、水準 D P コードを記入することにしている。これは、各研究科が学位授与方針（D P）として定めた 4 項目（地域マネジメント研究科は 5 項目）について、当該科目がいずれの項目を涵養するものなのかを示すとともに、「基礎」「応用」等の水準を示すものである。教員に対しては学位授与方針に基づく教育課程の体系化を、学生に対しては学位授与方針を踏まえた科目選択を促すことを目的としている。なお、研究科によってはガイドラインに基づくシラバスチェックを行うなど、シラバスの質向上のための組織的な取組を行っている。

シラバスは、学生が科目選択の際に参考にするほか、入学時及び年度初めのオリエンテーション等における履修科目の選択等の修学指導や初回の授業における授業概要の説明に利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、学生の履修科目選択やガイダンスにおける説明に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院学則において、教育方法の特例に関する規定を設け、連合法務研究科を除くすべての研究科で夜間や休日、休業期間中に授業や研究指導が実施されている。夜間に行う授業の時間割としては、6 限目（18 時から 19 時 30 分）及び 7 限目（19 時 40 分から 21 時 10 分）を設定している。

教育学研究科では、現職教員である学生への配慮として、2 年次に夜間又は特定の曜日、夏期・冬期休業期間中に授業又は指導を行うこととし、学校臨床心理専攻学校臨床実践学コースでは、主に平日の夜間に開講される授業科目を履修するとともに研究指導を受けることができるようになっている。

経済学研究科では、社会人向け「フレックスコース」の在籍学生が履修する科目は優先的に夜間開講とするなど、学生の履修しやすい時間割となるよう配慮している。

なお、地域マネジメント研究科では、平成25年度に実施した修了生を対象としたアンケートで土曜日開講に関する調査を行っており、「必要」が76.7%、「ある程度必要」が23.3%と、全学生が土曜日開講を必要としていることを把握し、実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科では、大学院学則及び各研究科規程に基づき、各学生の指導教員を定め、履修指導を行い、研究の実施及び学位論文（特定課題研究の成果を含む。）の作成を指導している。また、工学研究科及び農学研究科では指導教員及び副指導教員による複数名体制で研究指導を行い、他の研究科でも、必要に応じて指導教員以外の教員からも研究指導を受けることができる仕組みを備えている。研究テーマの決定に当たっては学生の自主性を尊重し、研究並びに学位論文の中間段階での進捗状況を確認している。

TAやRAとしての経験を教育・研究能力の養成上で重要なものと位置付け、大学院学生をTAとして採用し、自然科学系の研究科ではRAとしても採用している。

研究倫理教育については、平成27年度から大学院入学式の出席者全員を対象として、研究倫理に関するガイダンスを研究戦略室が実施するとともに、各研究科においても、主として研究指導担当教員が指導している。これらに加えて、医学系研究科においては、科学研究全般に必要な倫理知識のほか、厚生労働省が定める医学研究に関する指針等の観点も踏まえた指導を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院における学位授与方針は、基本項目として「専門知識・理解」「研究能力・応用力」「倫理観・社会的責任」「グローバルマインド」の4つの柱が定められており（地域マネジメント研究科のみ独自の2項目で設定。）、これに基づき、各研究科では、それぞれの専門性に応じた学位授与方針を定め、これを大学ウェブサイトに掲載し、学生にも周知を図っている。また、複数の専攻を有する工学研究科では、「専門知識・理解」について、専攻ごとの方針を個別に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則第36条2項において、学修の成果に係る評価に際しては、「客観性及び厳格性を確保するために、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うもの」としている。また、「明示された成績評価基準はそれぞれの授業の目的等に沿ったものとなっているか」等を十分踏まえて評価することを、全学教務委員会で申し合わせ、これを踏まえて、各研究科は、それぞれの成績評価基準を研究科規程や内規等に定めている。評点を与える際の基準については、シラバスに記載し学生に公表した成績評価の方法と基準の範囲内で各教員が決定している。これらの成績評価基準は、学生便覧等への記載や、年度初めの教務ガイダンスでの指導等により、学生への周知が図られている。

各授業科目における成績評価の詳細については、授業担当教員は、シラバスに記載し学生に周知を図るとともに、研究科規程・シラバス等に示された成績評価基準に基づいて成績評価及び単位認定を行っている。

また、G P Aを導入して、特待生（学業）の選考等に利用されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5－6－③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

農学研究科では、全科目の成績分布を一覧表にして、全教員に周知を図っている。各教員は、教員の総合評価として行う「教育活動評価の自己点検書」の中で、それを基に自己の授業について点検し、次年度以降の改善に反映させている。地域マネジメント研究科では、2年次必修「プロジェクト研究」において、最終審査会を行っており、全教員が全学生の発表に対し、2年次後期の成績100点満点中40点分の評価を行い、FDにおいて合計100点分の最終評価結果について、評価理由も含め議論している。連合法務研究科では、科目間で偏った評価とならないように、秀及び優を一定割合以下とするように定め、FDにおいて成績分布表を教員に配布し、授業内容や課題の難易度の点検等を実施している。工学研究科信頼性情報システム工学専攻では、教員が自身の授業実施について自己評価する「レビューシート」を作成し、成績分布や当該科目の目標の達成状況、それらの分析等を記入し、同専攻教員で情報共有している。その他の研究科では、履修者数の少なさもあり、成績分布の点検等を継続的に実施していない。

成績評価等に疑義がある場合には、学生は学務係を通じて「成績調査依頼票」を提出し、調査を申立てることができる。各研究科は、申立てに対応できるよう、成績判定に用いた一切の資料は一定期間保存している。また、各教員が設定しているオフィスアワー等を利用して成績評価に関する質問を行うこともできる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5－6－④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程においては、大学院学則及び学位規則に基づき、各研究科が学位論文審査に関する具体的な細則等を定めており、学位論文の審査及び最終試験の実施や、複数の審査委員（主査及び2～3人の副査）の選出に係る諸々の規定を定め、厳正な審査体制を整備している。学位規則及び各研究科における審査の細則等は、学生便覧等に記載し学生に周知を図っている。

研究科によっては、より厳正な審査を実現すべく、特色ある仕組みを設けている例もある。医学系研究科（博士課程）では、学位論文が査読のある英文原著論文に掲載あるいは掲載決定となることを学位論文審査会の開催条件としている。また、工学研究科（博士後期課程）では、3人以上の審査委員による予備審査が行われ、予備審査に合格した者のみが博士論文公聴会と最終試験を受ける資格を得る2段階の審査方式をとっている。

なお、研究不正の防止の観点から、論文の内容を既存の公開情報と照合し、独自性を検証することができるオンラインサービスが利用できるよう、平成25年度からライセンス契約を全学的に行っている。

学位論文の評価基準は自己評価書提出時点では、明文化されていなかったが、平成27年度内にすべての研究科・課程において、「テーマ設定」「研究内容とその記述」「成果」の項目を設け、研究倫理に関わる内容も含めて策定されている。研究科ごとに審査基準に基づいて学位論文を判定し、さらに単位等を確認し、教授会で判断した上で、学長が最終的に認定している。

専門職学位課程においては、各研究科の学位授与方針に即して、課程修了認定の基準を設け、これを修学案内に掲載し学生への周知を図っている。また、修了の認定は、教授会において修了認定基準に照らして行い、学長が最終的に認定している。

これらのことから、自己評価書提出段階では、学位論文の内容に係る評価基準が明文化されていなかったものの、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定がおおむね適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英語のみで修了できる「アジア・アフリカ・環太平洋留学生特別コース」や食品関連企業との連携による「日本の食の安全特別コース」等を実施して留学生のニーズに対応している。
- 地域マネジメント研究科では、香川県の産業成長戦略の一つであるオリーブを商材としてビジネス授業科目「オリーブ事業化マネジメント」を開講し、食品科学的、医学的、農業・食糧問題的見地から授業を行う大学教員と、マーケティング、歴史、アグリビジネスの側面から授業を行う専門家による総合的な研究体制に結び付けている。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「学生の市民的責任感（S S R）育成システム」を拡大、充実させた産業界等との連携による「鍛えあげ型人財育成プログラム」は、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）において、地元の企業、団体を受入先とする「鍛えあげインターンシップ」等として支援期間終了後も継続的に実施され、職場に入り込んだ体験をし、社会のリアリティに触れ、これまでの自分から「一皮むける」経験を学生に提供している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「自治体連携による瀬戸内地域の活性化と地（知）の拠点整備」では、地域を志向した科目を拡充している。
- 平成20年度文部科学省「戦略的大連携支援事業」に採択された「「四国の知」の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」は、四国内の8大学からなる「e-Knowledge コンソーシアム四国」を設立し、各大学の特徴ある講義をe-learningコンテンツとして集積して、四国の資源の魅力・文化・伝統等に関する教養教育科目群「四国学」を構成する事業であり、支援期間終了後も

e-learning の利点を活かし、連携大学間での単位互換による地域志向の人材育成を実現している。

- 平成 24 年度文部科学省「国立大学改革強化推進補助金」に採択された「四国 5 大学連携による知のプラットフォーム形成事業」において、四国の 5 国立大学が「大学連携 e-Learning 教育支援センター四国」を設置して、e-learning 科目を各連携大学が自大学開設科目として共有する「教育プログラムの共同実施」に取り組んでいる。
- 平成 23 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「日常生活や社会との関連を意識した授業実践力の向上を目指した C S T 養成システムの構築と実践」は、支援期間終了後も「香川C S T事業」として継続している。
- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「四国防災・危機管理特別プログラム共同開設による専門家の養成」では、徳島大学と連携し、防災・危機管理専門家養成のための特別教育プログラムを実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 多様な資質を身に付けて柔軟に生き抜く力を養成するために学部の専門領域を超えた特定課題を学修する「香川大学ネクストプログラム」は特色ある取組であり、成果が期待される。
- 平成 27 年度文部科学省 C O C + に採択された「うどん県で働くプロジェクト～能動学修による地域の魅力発見」では、地域への学生の就職率アップによる地域創生が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の単位修得率について、平成22～26年度の平均は、教育学部94.1%、法学部76.8%、経済学部75.2%、医学部98.8%、工学部80.8%、農学部89.2%となっている。学部間で差異が見られるものの、それぞれの学部をみると経年で大きな変動はなく、全体的には順調に単位を修得している。

中途年次の進級判定がある医学部の進級率については、医学科で2年次から3年次にかけての進級率が平成22～26年度の平均で83.8%と比較的低いが、この原因として2年次後期の講義や実習のスケジュールが非常に過密であることが考えられたため、平成26年度入学者から教育課程を改訂している。

休学率や退学・除籍率については、どちらもおおむね3%以下で推移している。標準修業年限内卒業率の平成22～26年度の平均は、教育学部88.4%、法学部80.1%、経済学部81.5%、医学部医学科86.7%、医学部看護学科92.7%、工学部80.8%、農学部88.7%となっている。ただし、夜間主コースについては法学部59.3%、経済学部63.9%となっている。「標準修業年限×1.5」年内卒業率をみると、すべての学部で90%以上である。ただし、法学部、経済学部の夜間主コースにおいては、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は昼間主コースの学生より10%以上下回っている。

資格取得状況については、平成22～26年度における医学部の国家試験合格率は、5年間の平均で、医師88.9%、看護師98.3%、保健師98.0%となっている。教育職員免許状についても、年度ごとの延べ人数の平均で、一種免許状373人、二種免許状38人が取得しており、教育学部のみならず他の学部の取得者もいる。

また、日本銀行が開催している日銀グランプリ、経済産業省が開催している社会人基礎力育成グランプリ、日弁連法務研究財団と商事法務研究会が運営する法学検定試験等において各種の賞を受けている。

大学院課程の単位修得率については、研究科間の差異はあるものの、おおむね90%程度で推移しており、経年でみても大きな変動はない。休学率、標準修業年限内の退学・除籍率については、定員が少ないので、変動が大きい。

大学院課程の修了率については、修士課程（博士前期課程）では、現役看護師等、業務多忙の社会人学生が多い医学系研究科で修了率が平成22～26年度の平均で49.2%と低くなっているものの、教育学研究科、工学研究科及び農学研究科では80%を超えるなど、高い割合を維持し、定員が少なく変動の大きい法学研究科及び経済学研究科でも平均70%以上である。しかし、博士課程（博士後期課程）では、標準修業年限内及び「標準修業年限×1.5」年内修了率はともに低い。

専門職学位課程では、地域マネジメント研究科の修了率が、標準修業年限内及び「標準修業年限×1.5」

年内ともにおおむね90%以上と高い数値を維持している一方で、連合法務研究科の修了率は低い。

なお、大学院課程においても、学会等での論文賞や発表奨励賞、ポスター賞等の受賞につながっており、学生の研究成果が外部から認められている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度に大学教育開発センター（現：大学教育基盤センター）が実施したカリキュラムアンケートでは、教養教育全般及び専門教育全般の教育内容について、約90%の学生が「満足」又は「ある程度満足」と回答している。ただし、授業の有用度と学生自身の実力の認識については、「英語力」「専門分野の知識・理解」「専門分野で必要な技能・態度」で両者に大きな差がある。

平成26年度には、学位授与方針の達成状況を検証すべく、「カリキュラム・授業等についての全般的な評価」アンケートを全学的に実施している。全学部の4年次生の集計結果では、ほとんどの項目で、70%以上が「身についた」又は「どちらかと言えば身についた」と回答しているが、外国語運用能力については50%に満たない。

これらのアンケート結果を踏まえ、平成27年6月現在、教育戦略室及び全学教務委員会を中心に、外国語による言語運用能力を高める観点から、カリキュラム改革の方向性を検討している。

大学院課程では、統一した調査は行われていないが、工学研究科（博士前期課程）では修了予定者向けアンケートを実施し、英語力が「身につかなかった」又は「あまり身につかなかった」と考える学生が60%以上と多いものの、プレゼンテーション能力や課題解決能力が身に付いているとした回答が多い。また、地域マネジメント研究科では修了生アンケートにおいて、大学院教育や研究活動に対して90%程度の学生が満足感を示し、同様にプレゼンテーション能力や課題解決能力が身に付いているとした回答が多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の就職率は、平成22～26年度において90%以上で推移している。また、教育学部学校教育教員養成課程の教員就職率は平成22～26年度の平均で73.4%であり、近年改善されている。教育学部では教育・学習支援事業、法学部、経済学部では公務員や金融・保険業、医学部では医療・福祉、工学部では製造業や建設業、農学部では製造業が主な就職先となっており、各学部の専門領域と関連のある業種に就職している。

進学率については、平成22～26年度の平均で工学部46.0%、農学部36.0%と比較的高く、そのほとんどが当該大学の大学院への進学である。

大学院課程の就職率についても、平均90%以上で推移している。法学研究科、経済学研究科、工学研究科（博士後期課程）で就職率が大きく変動している理由は、定員が少なく、その中でも社会人学生が多いためである。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程については、平成23年度に、卒業生及び就職先の企業・官庁等を対象として大学教育評価アンケートを実施している。卒業生の大学教育・生活支援に対する満足度については、「教養教育と専門教

育とのつながり」 「英語」 「初修外国語」については約 50%と十分ではないものの、「学部での専門教育全般」 「教養教育全般」 「共通科目」 「教養ゼミ」 「主題科目」については 70%を超えるなど、満足度が高い。また、就職先企業等による卒業生の評価についても、主体性、計画力、実行力について十分とはいえないものの、文章読解力・表現力、傾聴力、状況把握力に関して高い評価を得ている。

大学院課程については、農学研究科及び地域マネジメント研究科において修了生に対するアンケートを実施している。農学研究科では、研究科で学んだことに対する満足度について、「満足している」が 38.5%、「ある程度満足している」が 50.0%、地域マネジメント研究科では、「満足している」が 58.3%、「ある程度満足している」が 35.0%となっている。

なお、卒業生や就職先に対するアンケートの継続的な実施や、大学院課程の全研究科での修了生アンケートの実施等が必要である。

これらのことから、関係者からの意見聴取にやや課題を残すものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、幸町キャンパス、三木町農学部キャンパス、林町キャンパス、三木町医学部キャンパスの4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は幸町キャンパスが 114,292 m²、三木町農学部キャンパスが 53,708 m²、林町キャンパスが 46,568 m²、三木町医学部キャンパスが 227,840 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 169,590 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎等施設は、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、語学学習用教室、学生用情報端末室等を備え、体育施設は、授業又は課外活動に必要な施設を各キャンパスに設置して、学生が昼・夜間主コースの授業時間帯を通じ、いつでも自由に利用できる環境が整っている。また、学生の各種資格、免許取得のための実習の場として、附属学校園、附属病院、附属農場等の施設も備えている。

平成 22 年度には、基盤となるキャンパス環境が教育研究内容にふさわしい機能を備え、ゆとりと潤いのあるキャンパス環境を創造・再生するとともに、戦略的なマネジメントを行っていくため、将来的なビジョンを踏まえた長期的視点に立ったキャンパスマスターplan 2010 を策定している。

平成 25 年度には、教育研究の中心となる図書館及び学生生活の中心となる大学会館の改修工事を行い、これに併せて、自学自習や学生・教職員が学部の枠を超えて自然・自発的に交流できるスペース、及び一般市民を対象とした講演会スペース等の多様な機能を持ち合わせた施設の整備も行っている。

安全・安心な教育・研究環境確保のため、教育研究施設の耐震補強（I s 値=0.7 以上）及び屋内運動場等における天井等の非構造部材耐震対策を計画的に実施しており、平成 27 年度にはすべての建物が完了予定である。また、各学部等から提出された施設、設備等の修繕要求と併せて、施設担当部署による施設パトロールを行い、要整備箇所を抽出し、危険度、緊急性の高いものから整備を行っている。

バリアフリー化については、改修整備等に併せて身体障害者用設備等を設置している。また、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「香川県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき調査を行い、バリアフリー整備計画を策定している。さらに、調査結果を基に既存の身体障害者用設備の種類や位置等を示したバリアフリーマップを作成し、大学ウェブサイトに掲載するとともに、各学部の学務係等で配布している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教育課程の遂行に必要なICT環境の整備について、全学においては、副学長（情報担当）をCIO（情報化統括責任者）として、総合情報センターが中心となり、システム設計・導入を推進している。

平成24年3月及び10月に、教育用コンピュータシステム及び情報ネットワークシステムを更新し、教育研究活動を下支えするICT統合環境を整備することで学内のあらゆる場所から情報処理・情報通信の各種ファシリティを利活用できる環境を整備している。特に、学生からの利用要請が増加している持込み機器の学内利用BYOD（Bring Your Own Devices）に対しても、無線LAN設備の拡張、ネットワーク認証機能の充実、情報セキュリティ対策として全学で利用できるウイルス対策ソフトの提供等のサービス拡充を図っており、さらに、平成26年7月からはソフトウェア包括契約を導入し、情報処理サービスの拡充を行っている。

教育用PCは、総合情報センターPCルーム、図書館のメディアコーナー、部局のPCルームに総数551台を配置して学生の教育研究活動を支援している。また、各PCルームには入退出管理システムを設置し、利便性と保全性を担保している。併せて、無駄な印刷を低減し、かつ学生のニーズに応じた用紙交換の迅速化と高品質化を目的とし、ICカードプリンティングシステムを導入している。

情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーを定め、副学長（情報担当）をCISO（情報セキュリティ最高責任者）として、セキュリティ対策を広範囲に推進している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され
ており、有効に活用されているか。

図書館は、中央館、医学部分館、工学部分館、農学部分館で構成され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的かつ計画的に収集、整理している。全館での蔵書数は、図書867,314冊（うち外国書268,118冊）、学術雑誌22,944種（うち外国書6,953種）、電子ジャーナル（外国書）5,895種、視聴覚資料その他9,425点を有している。また、中央館579席、医学部分館215席、工学部分館78席、農学部分館64席の閲覧座席を備えている。

特に、教育用図書の収集に重点を置き、全学共通科目参考書や学生選書を中心に収集するとともに、特別教育プログラム「ネクストプログラム」の一つである「人間探求（文学作品熟読）プログラム」のための教員推薦による文学作品図書を整備している。また、貴重資料である「神原文庫」原資料の閲覧許可、香川県で発掘された埋蔵文化財調査報告書電子版のウェブサイト上での公開、EU情報センター（EU-i）としての機能であるEU公式資料の所蔵と展示会・映画会・講演会の開催等を行っている。

利用時間に関しては、授業期間中は中央館では8時30分から22時（月～金曜日）及び10時から22時（土・日曜日）、医学部分館では8時15分から21時（月～金曜日）及び10時から17時（土・日曜日）、工学部分館並びに農学部分館では8時30分から20時（月～金曜日）及び9時から12時30分（土・日曜日）となっており、休業期間中はそれぞれ月～金曜日は開館しているものの、土・日曜日は休館となっている（医学部のみ土曜日開館）。中央館以外の分館では、申請書の提出や入退室システムへの登録が必要となるものの、上記の利用時間以外にも入館できるようになっており、図書の閲覧、貸出、返却も可能となっている。また、毎年度新入生を対象とした利用ガイダンスを実施するとともに、図書館及び図書館サービスに対する学生アンケートを行い、平成25年度に中央館の機能改修を行うなど、学生のための利便性の向上を図っている。なお、図書館利用者を支援する学生である「学生ソポーター」を募集し、学生参加によ

る図書館サービスの向上に取り組んでいる。

図書館の利用実績については、入館者数が平成22年度の404,056人から平成26年度には428,575人に、電子ジャーナル利用件数が平成22年度の108,156件から平成26年度には128,751件になっている。また、図書貸出件数は、平成25年度の中央館の改修工事に伴い一時的に数値は下がったものの、平成22～26年度の平均で54,268冊となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

平成25年度の図書館（中央館）及び大学会館の改修工事により、学生の学習環境の拡充を行っている。まず、図書館では、壁一面のホワイトボードや無線LAN、ガラスに囲まれた少人数向けグループ学習のエリアを設置するなど、グループ学習に一層適した空間となるよう工夫を施すとともに、平成27年1月からは中央館1階学習室（54席）を新たにオープンしている。また、大学会館と図書館の間を架橋し、そこに「オリーブ・スクエア」を開設して、学生同士が自由に学習・交流できる学習ラウンジや、英語のみで会話し、留学生との交流の場としても利用できるイングリッシュ・カフェを設置している。イングリッシュ・カフェでは、教員による英語指導、インターナショナルオフィスや学生団体「香川大学異文化交流会」による英語を中心としたイベントも開催している。

このほか、全学的な自主学習環境として、大学教育基盤センターが運営する外国語自習室（20席）が設置されており、ブースごとに備えられた視聴覚教材を利用して自主学習ができ、語学の参考書や資格検定の問題集も多く備えられている。また、授業で使用する時間を除いて、総合情報センターが運営するPCルーム（134席）やグローバル人材育成プログラムのために設置されたGEプログラム自習室（30席）も、パソコンを用いた自主学習環境として利用されている。

さらに、各学部・研究科においても自習室を整備しており、教育学部・教育学研究科では28席、法学部・法学研究科では24席（経済学部と共に）、地域マネジメント研究科では55席等となっている。自習室以外にも、学生から事前の申請があれば講義室や実験室等の利用を許可している。また、医学部・医学系研究科、工学部・工学研究科及び農学部・農学研究科においては、研究室に配属された学生に学生用スペースが与えられており、自主的に研究できる環境が整備されている。三木町農学部キャンパスでは、平成26年度に学生会館の改修・機能化を行っており、自学自習室33席、学生・教職員交流ラウンジ46席を設置するなど、自主学習環境が拡充されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、入学式の日を含む3日間において、全学共通科目ガイダンス、学部別ガイダンス及び修学相談会を行っている。修学相談会では、各学部及び全学共通科目に分かれて相談ブースを設けて2人ずつの教員が対応するとともに、ピア・サポートを行う学生サークルが協働しており、上級生から新入生に対する授業科目の選択等のアドバイスも行っている。

編入学、転入学、転学部等により年次の中途から加わった学生に対しては、各学部の担当教職員が個別にガイダンスを実施している。

在学生に対しては、学期の初め又は終わりに、アドバイザー教員や各ゼミナール・研究室の指導教員が成績表を配布し、適宜アドバイスを行っている。また、専攻やコースの選択についても、その前学期まで

にガイダンスを繰り返し行っている。

大学院新入生に対しては、入学時に、全研究科共通で研究倫理に関するガイダンスや、保健管理センター及び図書館・総合情報センターのガイダンスを行い、その後に研究科又は専攻ごとに授業科目のガイダンスを行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

すべての学部・研究科において、授業科目あるいは教員ごとにオフィスアワーを設けており、その曜日と時間帯、及び各教員の電子メールアドレスをシラバスに明記し、周知を図っている。学生は、授業内容についての質問、学習相談ができ、教員は適宜、質問の回答、相談に対する助言と支援を適切に行うことができる体制となっている。なお、社会人を対象として平日夜間に開講している地域マネジメント研究科では学生の実情に応じて個別に対応するなど、各学部・研究科の学生状況に応じて、時間帯の設定に柔軟性を持たせて対応している。

学習支援に関する学生のニーズについては、クラス担任、指導教員、事務職員等による日々の対応を通じて、また、学期ごとに授業評価アンケートを実施して、把握に努めている。医学部においては、医学部学生会及び各学年代表と学務委員会委員、関係部署との懇談会を開催し、医学部学生会からの要望に対応している。

基礎学力不足の学生や成績不振の学生に対する指導については、各学部専門教育におけるゼミナールや研究室の指導教員及びアドバイザーチャンス教員が中心となって行い、指導や助言を行う体制が切れ目なく構築され、実施されている。また、成績不振に陥るのを未然に防止するための取組として、保証人（大半が学生の父母）への成績通知を全学部で実施している。

留学生に対する支援としては、学部・研究科の4月期入学と10月期入学の留学生を対象に、年2回ガイダンスを開催するとともに、留学生センターによる日本語の授業や学習スペースの提供、日本人学生チューターの配置等を行っている。

社会人学生に対する支援としては、希望する社会人学生に対し、夜間及び土曜日に履修できる昼夜開講制や、経済的負担等の軽減を図る長期履修学生制度を実施している。

障害のある学生に対する支援については、バリアフリー支援室、各学部・研究科と保健管理センターが連携して、個別の事情に応じて対応する体制をとっている。バリアフリー支援室では、主に発達障害の診断を持つ学生の学習指導を行っており、学部学生に対しては、大勢の学生等の中での緊張状態の緩和対応として、バリアフリー支援室の個室を休息場所として提供し、時間管理スキルの指導を行っている。また、大学院学生に対しては、現在休学中の学生に対し、保健管理センターと関係学部とも連携を図りながら、復学のタイミングと視覚刺激、感覚過敏のため刺激の少ない環境での修士論文作成に係る指導上の配慮、不安を持つ就職活動についてはキャリア支援センターと連携を図りながら指導を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の部活動については、88の公認サークルが活動しており、課外活動施設が整備され、講義室等も事前に許可を受けての利用が可能である。また、公認サークルに対して、平成24年度から、課外活動予算（毎年度600万円程度）を活動状況に応じて支給し、経済的支援を行っている。さらに、サークルの主将・副主将等に対してサークルリーダー研修を開催し、リーダーとしての資質向上を図ることで課外活動が安全で活発に行われるよう、危機管理面でのサポートを行っている。そのほか、課外活動で顕著な功績があつた団体及び個人に対して、学生表彰等を行っている。

自治会活動等の活動支援については、平成18年度から、学生が行う魅力的・独創的なプロジェクト事業を支援するため、学長裁量経費による学生支援プロジェクト事業「香大生の夢チャレンジプロジェクト」を行っている。過去5年間（平成23～27年度）で毎年度255～314万円を支援している。また、学部独自の支援として、教育学部の教職自主サークルや法学部の法学研究会に対する部屋の貸与等がある。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生の意見を汲み上げる全学的制度には、「学長への提案箱」があり、平成24年10月からは大学ウェブサイトでの運用も開始している。また、学生生活支援グループに「何でも相談窓口」を設けており、平成24年度からは女子学生のための相談窓口も設置して、学生からの各種相談を広く受け付ける体制を整えている。さらに、個別の学生面談やオフィスアワーの時間を利用した相談により、進路や修学、生活面での相談等を把握できる体制にある。なお、2年に1度、学生生活実態調査を、4年に1度、留学生生活実態調査を実施している。

平成27年5月には、学生の個別性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的視点に立って、一元的に学生を支援する学生支援センターを設置している。当該センターは学生生活支援部門、学生活動支援部門、バリアフリー支援室から構成され、バリアフリー支援室では、障害のある学生への生活支援や、ピア・サポートを行う学生の支援を行っている。

保健管理センターは、定期健康診断のほか、心や体の健康に関する相談に隨時応じており、医師2人、保健師5人及び臨床心理士2人によるカウンセリングを各キャンパスにおいて受けることができる。平成26年度の学生からの相談件数は、健康相談7,456件、心理相談1,080件となっている。

就職等進路については、学生の進路相談に応じるキャリア支援センターが設置されており、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供、就職ガイダンス、合同企業説明会、学内個別企業説明会等を行っている。また、学生は、キャリア・コンサルタントの資格を有する就職指導相談員による面談を受けることもできる。

ハラスメントに関しては、全学的にハラスメント相談員を置き、相談員の連絡先を学生に公表して、隨時相談を受け付けることが可能となっている。これらの相談体制は、入学式において保健管理センターによるガイダンスを実施するとともに、学生便覧や学生向け掲示板及び大学ウェブサイトに掲載し、周知に努めている。

留学生に対しては、留学生センターが入学時のガイダンスを行うとともに、警察署から講師を招き、生活様式や交通ルールの違いから起こりやすい事件・事故を未然に防止するための法令遵守ガイダンス等も

併せて行っている。また、留学生にはチューターを配置して、学習・研究指導を中心に、日本語指導、日常の世話等のサポートを行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済支援制度には、日本学生支援機構や地方公共団体、民間育英事業団体等による奨学金制度、並びに大学予算で行う入学料・授業料免除制度、及び前年度の成績を基に授業料を免除する特待生制度の3つの制度がある。平成26年度における日本学生支援機構奨学金の受給者は、学士課程で2,244人、大学院課程で203人であり、授業料免除者は、学士課程で全額免除延べ189人、半額免除延べ1,209人、大学院課程で全額免除延べ17人、半額免除延べ323人であり、特待生は、学士課程で40人、大学院課程で16人となっている。また、特定学部を対象とした奨学金として、香川県医学生修学資金(医学部医学科)、附属病院への就職を希望する看護学科学生に対する奨学金制度等がある。さらに、家計の急変や風水害等の災害による緊急時においては、授業料免除、学生短期貸付金制度等の情報提供を行うとともに、適宜対応している。平成24年度には、経済支援を充実させるため、学生が通常より有利な条件で融資してもらえるよう、地元に本社を置く銀行と教育ローンの提携を行う契約を締結している。なお、これらの制度については、入学時ガイダンス、大学ウェブサイト、学生便覧、学内掲示板等によって、学生へ周知を図っている。

学生寮については、男子寮(屋島寮、光風寮)、女子寮(若草寮)、留学生対象の留学生会館、国際交流会館、借り上げ民間社宅等がある。

留学生に対する経済面の支援については、インターナショナルオフィスが窓口となり、私費外国人留学生対象民間奨学生等奨学生の募集案内や香川大学グローバル人材育成特定基金事業等について情報提供を行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館及び大学会館の改修を行った際に「オリーブ・スクエア」を開設し、学生同士が自由に学習・交流できる「学習ラウンジ」や、英語のみで会話し、留学生との交流の場としても利用できる「イングリッシュ・カフェ」を設置して活用している。
- 学生の自主性、積極性、創造性等を高め、学生生活の活性化・充実に資するとともに、大学教育の改革・改善・活性化を図ることを目的に、学生が行う魅力的・独創的なプロジェクト事業を支援するための学生支援プロジェクト事業「香大生の夢チャレンジプロジェクト」を学長裁量経費によって行っている。

基準8 教育の内部質保証システム

8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学生の各種データを管理する教務システムにおいて、履修データ、成績データ、学籍データ等を管理することによって、学生の学習状況・学習成果を一元的に把握している。また、教員の教育活動データについては、「大学基礎情報データベース」に集積し、教員が入力することによって毎年度更新を行い、その結果を公開している。

さらに、これらの基本的データに加えて、授業評価アンケート、カリキュラムアンケート、卒業生アンケートの実施状況やその結果、その他各種の学生データを各学部・研究科及び大学教育基盤センターが点検・評価し、教育研究等の現況分析を大学評価室が評価を行い、学部等に対して各学部の教務委員会が実施した改善の状況等についてヒアリングを実施している。

平成25年度には、各学部・研究科が自己点検を実施し、その際、「基準6 学習成果」の観点を含めて大学評価・学位授与機構の機関別認証評価の評価基準や観点を準用しており、平成27年度の大学機関別認証評価の自己評価書作成に結び付けている。

また、平成26年度に設置された教育戦略室は、教育戦略の策定と全学展開の円滑化に努め、平成26年度は、「カリキュラム・授業等についての全般的な評価」アンケートを実施し、結果を教育戦略室が分析して、学士課程教育プログラム改革の効果検証に利用している。

しかし、大学としての教育の質の保証・改善・向上というサイクルを見据えた恒常的な体制作り及び教育戦略室と大学評価室との連携については、今後の課題となっている。

これらのことから、教育改革を図る体制や活動評価・改善を行う体制は整備の途上にあり、一層の向上が期待されると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

少人数での授業や集中講義等を除いて、全学的に学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施しているほか、学部・研究科においては、独自のアンケート及び意見聴取を実施している。これらを基に専門履修プログラムの創設やコース制の見直し等の取組が行われている。教育学研究科、工学研究科、農学研究科及び地域マネジメント研究科では、学生による授業評価アンケートの中にシラバスに関連した質問項目があり、授業評価の目安の一つとしても活用されている。なお、授業評価アンケート結果の学生への公表については、一定期間掲示するとともにファイリングして閲覧可能な状態にしている。また、1年次生

を対象にカリキュラムアンケートを隔年で実施しており、その結果、年間履修単位の上限変更や特別講義の実施等が行われている。そのほか、改善に取り組んだ例としては、工学部では、カリキュラムアンケート及び卒業生アンケートにおいて「学習の意義をよく伝えて欲しい」という要望を受け、初年次導入教育の強化を実施している。また、医学系研究科では、修了生に対するアンケートにおいて、「基礎研究についてもう少し詳しく学ぶ機会が欲しかった」という意見を受け、臨床研究を行う大学院学生が基礎医学講座の開講する科目を受講しやすい科目構成を行い、さらに、主・副指導教員制を採用し、主・副指導教員のうち少なくとも1人は基礎研究に従事する指導教員を配置することとしている。

教職員への意見聴取については、FD開催時や会議、アンケート等を通じて学部ごとに定期的に行っており、教育の質の改善・向上に活かされている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的な取組として、平成23年2月から4月に、卒業生及び卒業生受入企業・官庁等を対象にアンケートを実施し、その調査結果を分析して、教育の質の改善・向上に向けた検討を行っている。アンケートには、キャリア教育及びキャリア支援体制に関する項目があり、アンケート結果を活用して、グローバル人材育成プログラムの設置やイングリッシュ・カフェの設置等、コミュニケーション能力向上のための取組が行われている。

平成23年10月から平成24年9月には、学外の有識者6人を加えた香川大学構想会議を開催し、委員から今後の進むべき方向について、教育に関することも含め、提言を受けている。それを活かした例として、学部の枠を超えて主体的に学習する自由参加型の教育プログラム「ネクストプログラム」の創設や、学びに対する高い意欲を有する学生のため、高度な知や技術に触れる機会「アドバンスト・セミナー」の提供等がある。

また、各学部等においても、卒業生及び卒業生受入企業等を対象としたアンケートや懇談会等を行っており、教育の質の改善・向上に向けて継続的に取り組んでいる。農学研究科及び地域マネジメント研究科では修了生を対象としたアンケートを実施し、大学院教育の実質化に向けた教育課程の改訂に活かしている。また、地域マネジメント研究科では、上記のアンケート以外にも、地域の経済界関係者等からなるアドバイザリー・ボード会議を毎年度実施し、地域と連携した教育による人材輩出について高い評価を得ている。一方で、卒業生や就職先に対するアンケートの継続的な実施や、大学院課程における修了生アンケートによる意見聴取は全学的には実施されていない。

これらのことから、学外関係者の意見を教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活かすための取組は、大学として十分に行われているとはいえないものの、部局ごとでは行われていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD活動については、大学教育基盤センターが中心となって研修会等を実施しており、平成26年度は授業改善を目的としたスキルアップ講座を11回（延べ参加人数89人）、新任教員のための研修会、次年度の全学共通教育の実施に向けた研修会等が開催されている。それらの概要及び成果は、センターニュース等で公表されるほか、大学ウェブサイト上で閲覧できるようになっている。また、全学共通科目の中から、学生から高い評価を受けた授業をFDの一環として公開する取組も実施されている。そのほか、

地域連携戦略室では6回（延べ参加人数118人）、総合情報センターでは1回（参加人数23人）等、大学教育基盤センター以外の部局においても研修会等が実施されている。

各学部等では、教務委員会等が中心となって独自のFDを実施している。

また、S POD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）事業の一環として、当該大学が中心となり、1泊2日合宿型の「よりよい授業のためのFDワークショップ」を開催している。授業を担当するに当たって必要な能力を身に付けることを目的としており、平成26年度は、当該大学から10人、その他の大学から4人が参加している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者である事務職員や技術職員に対する研修については、全学的なスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）として、IT技術の向上、著作権処理技術の向上、学生への対応方法の改善等のための研修会が実施されている。特に、平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「自治体連携による瀬戸内地域の活性化と地（知）の拠点整備」に関するSD、及びインターナショナルオフィスによる国際交流活動や国際戦略等に関するSDが重点的に実施されている。

教育補助者であるTAについては、実施要項を定めてTAを採用するとともに、資質の向上を図るために、主として担当教員が個別に指導するほか、各学部等において説明会やガイダンスを開催している。

さらに、愛媛大学を基幹校として文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」による大学教育力の向上事業においても、大学間連携によるSD活動としてフォーラム、研修会等を開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- S POD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）事業の一環として、当該大学が中心となり、1泊2日合宿型の「よりよい授業のためのFDワークショップ」を開催している。授業を担当するに当たって必要な能力を身に付けることを目的としており、平成26年度は、当該大学から10人、その他の大学から4人が参加している。

【改善を要する点】

- 学外関係者の意見を教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活かすための大学としての取組、調査が不十分である。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成26年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産55,223,888千円、流動資産10,120,623千円であり、資産合計65,344,510千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債20,730,320千円、流動負債7,547,217千円であり、負債合計28,277,536千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金1,649,695千円及び長期借入金8,924,398千円の使途は医学部附属病院の基幹・環境整備及び病院特別機械整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務1,615,778千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成22年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、产学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22~27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用33,326,557千円、経常収益33,461,175千円、経常利益134,618千円、当期総利益は132,559千円であり、貸借対照表における利益剰余金7,239,975千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長が経営協議会及び役員会の審議を経て当該年度の予算編成方針を作成し、さらに、その考え方沿った具体的な予算配分ルールである予算編成基準を定め、その基準に基づき当該年度の部局等への予算配分額を決定している。

また、学長のリーダーシップの下、学長戦略経費を設け、教育研究活動の改革等に係る実効性の高い事業を広く学内から公募し、役員会での審議を経て学長の決定の後、予算配分している。

さらに、施設・設備に対する予算配分については、キャンパススマスターplan 2010 を策定し、効果的な予算配分を図っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会及び経営協議会の議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき監査室と必要に応じて連携して実施しており、監査の結果、改善を必要とする事項があった場合には、指摘事項として関係部局等に対して速やかに改善を求めるとともに、フォローアップ監査を実施し改善状況の確認を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

また、会計監査人による監査の結果、改善を必要とする事項があった場合には、学長、会計監査人、監事及び監査室長による四者協議会を実施するなど、連携により効率的な監査を実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づき、学長、理事4人及び監事2人（うち非常勤1人）を役員として置き、役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。そのほかに、学長を補佐する副学長を2

人、各部局に部局長を置くとともに、教員の所属組織の長として学系長を2人置いている。また、学長、理事、副学長、各学系長、各学部長、各専門職大学院研究科長及び医学部附属病院長で構成される部局長等会議を設置して、部局間の連絡調整を行うなど、円滑な管理運営を行うための体制をとっている。平成24年度には、定例的業務について、役員間の情報共有を図るための役員連絡会を設置するとともに、役員会決定に基づき迅速かつ円滑な大学運営を行うため、学長の命を受け情報収集、連絡調整等を行う学長支援室を設置している。

各部局では、教授会、研究科委員会等において、各部局固有の重要事項について審議決定し、部局長を中心とした管理運営体制を構築している。

このほか、大学の強みや特色を活かし、全学的な改革を推進するため、学長のプレーン的役割として位置付けた教育戦略室、研究戦略室、地域連携戦略室を設置し、学内共通の目標達成、問題解決を行う組織体制を構築している。これにより、学長のリーダーシップの下に、全学的な視点に立った機構的かつ戦略的な大学運営が行われる体制をとっている。

事務組織としては、業務組織に関する規程に基づき、各理事、副学長の下に業務執行組織を置き、事務職員638人（常勤346人、非常勤292人）を配置している。

危機管理に係る体制は、危機管理規則に基づき、危機管理委員会を設置し、全学的な危機管理体制の構築、危機管理意識向上のための教育・訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等を行い、平常時、緊急時等、各種危機に対応できる体制をとっている。また、職員及び学生等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、発生した場合に被害を最小限に止める目的とした危機管理基本マニュアルについては、平成25年10月に改訂し、様々な災害・危機事象に対応するための体制を整備している。さらに、危機管理委員会の下に、全学的な事業継続計画（BCP）策定のため、事業継続計画策定等専門部会を設置し、キャンパスごとにBCPを策定している。平成24年度には工学部キャンパスにおいて、平成26年度には幸町キャンパスにおいて、それぞれBCPを策定している。

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組については、公的研究費の不正防止に関する基本方針を策定するとともに、基本方針で定めた6つの事項に対応した具体的な行動を行動指針として策定している。また、公的研究費の適正な使用を目的として、不正防止計画推進室において防止計画を策定し、役員会、各学部教授会等において説明、周知に努めるとともに研究倫理教育研修の受講を原則義務化している。

生命倫理等への取組については、研究者等の臨床研究に関する倫理、その他臨床研究の実施に必要な知識の向上を目的として、教育訓練講習会を実施している。また、平成26年11月、医学部に臨床研究支援センターを設置し、治験及び臨床研究の支援体制の強化を図っている。さらに、動物実験に関わる教職員、学生においては、動物実験に関する教育訓練を受けさせている。

個人情報保護管理については、保有する個人情報の管理に関する規程を定め、理事・副学長（総務・労務担当）を総括保護管理者とし、教育研修、監査及び点検を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、平成24年度から実施している学長との懇談会、利便性を考慮しウェブ入力も可能とした「学長への提案箱」のほか、学部学生の声を広く汲み上げるため、隔年で学生生活実態調査

も実施している。学生からの意見として、「学内で実施される諸行事やプロジェクト募集等の内容が学生にもっと伝わるようにして欲しい」「プロジェクト活動のためのスペースが欲しい」等の要望があり、学生向けの学内広報誌を作成することとし、作成メンバーとして学生に参加してもらい、学内広報の充実を図るとともに、幸町北キャンパス内に学生プロジェクトスペースを設置し、全学の学生が利用できるよう整備するなどの対応を行っている。

教員からのニーズについては、各部局における教授会及び各種委員会等での審議過程で把握しており、これらの意見等は全学委員会や部局長等会議、教育研究評議会等で議論され、教員交流ラウンジの設置等に反映している。

事務職員については、職員人事シートや上司との面談、各種委員会等への参画を通じてニーズを把握しており、託児ルームの設置や休日出勤時の託児事業の実施等に反映している。

その他学外関係者のニーズに対しては、経営協議会に学外の有識者7人を加えていること、香川県、高松市との連絡協議会等、様々な交流の機会を通じてニーズ把握に努めている。また、平成23年10月から平成24年9月にかけて、学外の有識者6人を加えた香川大学構想会議を開催し、委員から、今後の進むべき方向についての提言を受け、学系制の導入、サテライトオフィス4か所の増設等に反映している。

このように、多様な方法で大学の構成員等からの意見やニーズを把握する取組を行っており、そのほかの改善事例として、図書館及び大学会館のリニューアルに伴う学習ラウンジやカフェテリア設置等の整備が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか

常勤及び非常勤の監事を各1人置いている。監事は、監事監査規則に基づき、毎事業年度初めに監事監査計画を作成し、業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的として、必要に応じて監査室との連携により監査を実施している。監査結果については、学長へ報告するとともに、必要に応じて役員連絡会へ報告している。

監査の結果、改善を必要とする事項があった場合には、指摘事項として関係部局等に対して速やかに改善を求めるとともに、フォローアップ監査を実施し改善状況の確認を行っている。

また、役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長等会議等の会議に監事が出席し、必要に応じて意見を述べるほか、国立大学法人法等で定める文部科学大臣への提出書類については、監事が事前に調査を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか

職員の育成・人事に関する基本方針に基づき、職員の資質や基礎的・専門的知識、技能の向上を図ることを目的として、給与福利グループが中心となり、階層別研修、スキルアップ研修等を計画的に実施している。学内における研修だけでなく、学外研修として、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク、人事院や国立大学協会主催の各種研修があり、職員を参加させている。そのほか、放送大学や通信教育の受講を研修として薦めるなど、自己啓発支援を実施しており、平成26年度においては、学内外合わせて研修等を34回開催し、延べ255人が参加している。

また、人事パーソナルシステムにおいて、職員の資質向上のため、四半期ごとの目標を各自設定し、上司との面談を経て確定するとともに自己研鑽、資格取得のための研修会の参加希望等についても聴取している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学の自己点検・評価の実施体制として、評価担当の理事を委員長とし、理事3人、副学長1人、各学部選出委員6人、各専門職大学院選出委員2人によって構成される大学評価委員会を設け、全学的な取組体制を構築し、自己点検・評価に関する基本的事項を審議している。また、平成23年4月には、室長、副室長、評価マネジャー9人、室員6人によって構成される大学評価室を設置し、教育、研究の更なる質の向上と適切な法人の運営に資するため、自己点検・評価を行うとともに、評価結果の各部局等への還元及びその改善努力を支援している。

国立大学法人評価に関して、各学部等の年度計画の進捗状況が第2期中期目標・中期計画管理システムにおいて管理され、根拠となる資料についても同システムにおいて蓄積している。これらの資料を基に各事業年度の業務実績報告書を作成するとともに大学評価室において、各学部・センター等の実績を点検し、点検結果をフィードバックすること等により、翌年度の計画の見直し等の改善につなげている。また、毎年度、評価担当の理事による学内ヒアリングを実施し、年度計画の進捗状況を把握している。

平成25年度には、各学部・研究科、各専門職大学院において、大学評価・学位授与機構の基準による自己点検・評価を実施し、改善点等の洗出しを行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人法に基づく年度計画及び中期目標期間評価として、業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。また、学校教育法に規定された大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関として平成21年度に実施し、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。専門職学位課程においても、平成24年度に連合法務研究科が、平成25年度に地域マネジメント研究科が、それぞれ大学評価・学位授与機構及び大学基準協会の認証評価を受け、専門職大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。さらに、工学部電子・情報工学科情報環境コースにおいては、平成18年度からJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けている。

連合法務研究科においては、自己点検評価書を作成し、外部評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価や外部評価の指摘事項は、大学評価委員会や役員会等において検討を行うなど、必要に応じて具体的な改善措置を講じており、次年度計画策定の過程においては、前々年度の評価結果等を踏まえ、前年度の進捗状況を確認しつつ年度計画を策定している。改善に結び付けた具体的な事例としては、工学

部の一般選抜（前期日程）の志望倍率の改善があり、対象地域を絞った効果的な広報活動を展開するとともに、受験科目を変更するなどして志願者倍率を向上させている。なお、教員活動評価については、その結果を教員の教育研究等の質の向上・活性化により一層役立たせるため、平成 25 年度に評価の見直しを行っている。

平成 21 年度に実施した大学機関別認証評価においては、改善すべき点として「学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入、及び大学院課程の一部の研究科において、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。」との指摘を受け、試験科目の見直しや経済的支援の見直し、企業・研究機関への広報活動の充実等を行っているが、改善までには至っていない。入学定員超過の指摘を受けた工学研究科（博士前期課程）においては、定員の見直しを検討している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、学則及び大学院学則に規定しており、学部・研究科の目的は、学士課程では各学部とも学部規程に、大学院課程では各研究科とも研究科規程にそれぞれ規定している。これらの規程は、大学ウェブサイトで公開している。

また、大学ウェブサイトには「教育情報の公表」ページを設け、「大学の教育研究上の目的に関すること（第1号関係）」の項目では、大学紹介、学則及び大学院学則へのリンク先と、各学部・研究科の目的一覧を掲載している。大学の理念については、大学案内にも記載し、これを香川県下及び周辺諸県の高等学校に配布している。

学則、大学院学則、学部・研究科の教育研究上の目的は学生便覧にも掲載しており、新入生に対するガイダンスにおいて配布するとともに、学内各部署の教職員等にも必要冊数を配布し周知に努めている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

各学部・研究科の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイトに掲載し、構成員及び社会に広く公表し、周知に努めている。

特に、入学者受入方針については、入学者選抜要項や募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパス、各地区での進学説明会、出張講義を含む高等学校訪問等の際に、参加者に対して学部の教育目的及び入学者受入方針等の積極的な周知に努めている。また、高等学校等の進路指導教諭を対象にした懇談会を実施し、入学者受入方針の周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学ウェブサイトの情報公開のページから、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている各項目に関する情報を掲載したページへリンクできるようにしている。同条第3号のうち「各教員が有する学位及び業績に関すること」については「研究者総覧」のページで公開している。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定されている「教員の養成の状況についての情報」についても、大学ウェブサイトに公表している。

国立大学法人法等により公表を義務付けられている中期計画、年度計画、業務実績報告書、自己点検・

評価の結果、財務諸表等については、「法定公開情報（組織、業務、財務、監査情報等）」のページに掲載している。さらに、平成26年度から国公私立の大学等の教育情報の公表が開始された「大学ポートレート」に参加している。

また、情報を国際的に発信できるよう、英語による大学ウェブサイトを開設している。

ウェブサイト以外にも、パンフレット等の広報誌を作成しており、主に受験生を対象とした大学案内、定期刊行誌『かがアド』、学生発信の情報誌『カダイ。』、学生向け広報誌『KADAIGEST』等があり、これらを学内外に広く配布している。月1回配信のメールマガジンにおいても教育研究活動を発信しており、平成27年5月現在で約1,500人が登録している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 香川大学

(2) 所在地 香川県高松市

(3) 学部等の構成

学 部：教育学部、法学部、経済学部、医学部、工学部、農学部

研究科：教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科

関連施設：図書館、博物館、大学教育基盤センター、アドミッションセンター、学生支援センター、キャリア支援センター、生涯学習教育研究センター、四国グローバルリーガルセンター、総合生命科学研究センター、希少糖研究センター、微細構造デバイス統合研究センター、瀬戸内圏研究センター、総合情報センター、社会連携・知的財産センター、危機管理研究センター、インターナショナルオフィス、教育戦略室、研究戦略室、地域連携戦略室、保健管理センター、広報室、大学評価室、男女共同参画推進室 等

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部5,653人、大学院773人

専任教員数：619人

助手数：4人

2 特徴

香川大学は、平成15年10月に旧香川大学と香川医科大学が統合した大学であり、旧香川大学は昭和24年に香川師範学校、香川青年師範学校を母体とする学芸学部と高松経済専門学校を母体とする経済学部の2学部で発足した。昭和30年に香川県立農科大学を国に移管した農学部、昭和56年に法学部、平成9年に工学部を設置した。この間、学芸学部の教育学部への改組、農学部、経済学部、法学部、教育学部に研究科(修士課程)を設置、参加大学として愛媛大学大学院連合農学研究科(博士課程)を設置した。

香川医科大学は昭和53年に開学、昭和58年に附属病院、平成8年に医学部看護学科を設置した。その後、医学研

究科(博士課程)と医学系研究科看護学専攻を設置した。

平成16年の国立大学法人化と同時に、工学研究科(博士課程)と、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科の専門職大学院を設置した。

本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念としている。第2期中期目標期間においては、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力を備え、国際的に活動できる人材の育成等を目標としている。

学生教育においては、平成25年度から、学部の枠を超えて学生が主体的に学修する自由参加型の特別プログラムである「ネクストプログラム」及び学びに対する高い意欲を有する学生が入学早期から高度な知や技術等に触れる「アドバンスト・セミナー」を開始した。平成26年度には、学習ラウンジや英語で自由に会話を楽しむイングリッシュカフェ等を備えた施設「OLIVE SQUARE」を新設し、ソフト・ハード両面から多様な人材育成・交流を積極的に支援する環境整備を行っている。

地域貢献では、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」に採択され、県内の自治体と連携し、離島振興や街の活性化、定住促進対策等の地域活性化に取り組んでいる。平成25年に開院30周年を迎えた医学部附属病院は、再開発整備により、平成26年6月から南病棟が稼働し、地域医療の中核として医療人の育成を行い、さらには災害拠点病院としての機能も充実させ、地域医療の高度化に貢献している。また、「教育・研究の成果を発表する場」、「地域の方々との顔の見える交流の場」及び「生涯学習を支援する場」として、県内4箇所に新たにサテライトオフィスを開設して、公開講座等を展開している。

研究では、事業化が加速している希少糖について、香川県と協定を締結し、国際的な研究拠点の形成を目指している。また、全国初の開かれた医療連携システムとして、「かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)」は、国内外を問わず注目されている。

平成25年度には、香川大学生としての行動指針・規範や大学生活を送る上での目標を「学生憲章」として学生自身の手で作成し、制定した。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の使命及び理念

学術の中心として深く真理を探究し、その成果を社会に還元するとともに、環瀬戸内圏の中核都市に位置する大学であることを踏まえ、学術文化の発展に寄与することを使命としている。

世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念としている。

2 大学の基本的な目標

(教育の目標) 豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力を備え、国際的に活動できる人材を育成する。

(研究の目標) 多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ社会の諸課題の解決に向けた研究を展開する。

(社会貢献の目標) 「知」の源泉として地域のニーズに応えるとともに、蓄積された研究成果をもとに、文化、産業、医療、生涯学習などの振興に寄与する。

(運営の目標) 自主・自律的な教育・研究・社会貢献を推進するため、透明性が高く、機能性に優れた柔軟な運営体制を構築する。

(学部・研究科ごとの目的)

教育学部

人間の発達・形成に関する教育研究を基礎に、教育に関する総合的な教育研究を行い、教育実践力を有する学校教員及び広く教育界で活躍できる人材を養成する。

法学部

自由で民主主義的な社会を支える主体性をもった公共的市民及び法律や政治など社会の仕組みを広く体系的に複眼的に理解し、問題解決に当たる専門職業人を育成する。

経済学部

経済や経営に関する専門知識を活かし、地域に根ざしながら世界と連携し共生する進取の気象に富んだ経済人を育成する。

医学部

(医学科) ①幅広い教養と高い倫理観を備えた人間性豊かな医師・医学研究者を育成する。②自ら課題を探求し、それを解決できる高度な専門知識と技術、科学的思考力、判断力をもった医師・医学研究者を育成する。③地域に根ざした医療人として地域医療に貢献し、かつ地域における医学・医療の中核としての指導的役割を担うことのできる医師・医学研究者を育成する。④国際交流や国際貢献のための幅広いコミュニケーション能力と国際的視野を持った医師・医学研究者を育成する。

(看護学科) ①生命の尊重を基本として、人間に対する高い倫理性と深い思索力をもった看護職者を育成する。②保健・医療・福祉の進展に柔軟に対応できる科学的判断力と専門技術を備えた看護職者を育成する。③幅広い視野をもち、地域保健医療や国際貢献の発展に寄与する看護職者を育成する。

工学部

人間とその生活を取り巻く自然に焦点を当て、人間と自然とが調和的に共生できる科学技術の創造を目指す教育研究を行う。文理融合の理念の下に、専門的基礎能力に裏打ちされた幅広い工学のバックグラウンドをもち、国際社会で尊敬される良き市民としての個性豊かな技術者を養成する。

農学部

先端的かつ総合的な生物科学を基礎に、自然と調和した安全で快適な社会を実現するための教育と研究を行

い、豊かな人間性と幅広い視野、課題探求能力を備え、生物資源の生産と活用に関する科学と技術を総合的に理解し、生物科学を基盤とする産業界で幅広く活躍できる有為な人材を養成する。

教育学研究科

教育並びに教科の基礎となる専門諸学芸に関する精深な専門的知識・技能を修得させ、さらに高度な研究能力及び教育実践力を育成することによって、教育の諸分野において教育研究の中核となる人材並びに地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。

法学研究科

法律関連専門職及び公共的職務に求められる高い学識と能力を有する人材の養成並びに学士課程における法学・政治学の素養のうえにより深い教養と学識を有する人材の養成を目的とし、法学及び政治学の専門的素養を基に高度に専門的な知識を習得、発展させるとともに、それらの知識を社会の多方面で応用し活用することのできる能力を主体的な研究を通じて修得させる。

経済学研究科

経済学・経営学・人文科学の諸学融合的な視点から、社会経済システムを根底的・総合的に把握しうる高度な専門的能力を持った人間を養成する。

医学系研究科

(博士課程)

医学・生命科学の領域において、研究者として自立し、独創的な研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えるとともに、生命倫理に関し高い見識を有する研究者を育成し、もつて医学の進歩と社会福祉の向上に寄与する。

(修士課程)

看護学の領域において、生命と人間の尊重を基盤とし、保健医療、福祉及び社会の諸変化に柔軟に対応できるよう、人々のQOL (Quality of Life) の向上を目指した科学的、実践的な課題解決ができる能力を有し、グローバルな視野で看護学の発展と人々の健康に寄与する研究を遂行できる人材を育成する。

工学研究科

科学技術の各領域の進歩に寄与する専門性と、人間社会や地域および地球環境に与える影響を総合的に捉える学際性とを併せ持つ教育研究を行う。

博士前期課程では、学士教育との一貫性に配慮しながら、豊かな学識、地域に目を向けた柔軟な構想力および課題探求能力を備えた技術者を養成する。

博士後期課程では、各専門分野で自立して研究を遂行しうる人材、又高度に専門的な業務に従事するに必要な能力と豊かな学識を備えた高度専門職業人を養成する。

農学研究科

生物科学を基礎に生物資源の生産と利用に関する高度な専門的知識と能力を備えた人材を養成し、国際水準の学術研究を通じて社会への貢献をめざす。

地域マネジメント研究科

地域の活性化・自立に資する教育研究を特徴とし、一貫したカリキュラム体系によって高い倫理感と知識や能力を修得させ、地域新時代を拓く企業・行政等におけるプロフェッショナルを養成する。

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力などを基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成する。